

会報

第59号

国立大学協会

昭和48年2月

会 報

(第 59 号)

目 次

- 欠乏と過剰……………芦 田 淳……(3)
- ### A 事業報告
1. 諸会議議事要録……………(7)
 - (1) 理事会 (47. 11. 28) ……(7)
 - (2) 第51回総会 (第 1 日) (47. 11. 28) ……(8)
 - (3) 第51回総会 (第 2 日) (47. 11. 29) ……(19)
 - (4) 第18回事務連絡会議 (47. 11. 30) ……(22)
 - (5) 第 1 常置委員会 (47. 11. 13) ……(29)
 - (6) 第 2 常置委員会 (47. 11. 27) ……(31)
 - (7) 第 3 常置委員会 (47. 11. 11) ……(32)
 - (8) 大学卒業予定者就職問題打合せ会要旨
(文部省主催) (47. 11. 24) ……(33)
 - (9) 大学卒業予定者就職問題懇談会要旨
(文部省主催) (47. 12. 26) ……(34)
 - (10) 第 4 常置委員会 (47. 11. 6) ……(35)
 - (11) 第 5 常置委員会 (47. 12. 25) ……(35)
 - (12) 医学教育特別委員会 (47. 11. 27) ……(37)
 - (13) 研究所特別委員会 (47. 12. 13) ……(38)
 2. 諸会合……………(39)
 3. 第51回総会国立大学協会事業報告書…(39)
- ### B 要望書等
1. 「一般教育と教養課程並びに外国語教育
及び保健体育に関する実情調査報告
書」について (47. 12. 2) ……(45)
- ### C 資 料
1. 国立大学全国共通第一次試験調査研究費
について (47. 11. 28) ……(46)
 2. 国立大学協会会費の基準改正について
(47. 11. 28) ……(46)
 3. 「青田買い」防止最近の動き (文部省)
……………(46)
 4. 第52回総会の日程について
(47. 11. 28) ……(47)
- ### D その他
1. 委員等の異動について……………(47)
 2. 前茨城大学長の弔慰について……………(47)
 3. 寄贈図書……………(47)
 4. 窓
 - 通信回線の開放とデータ通信……………(44)
 - 「瀬戸内海環境改善の基礎的研究」
について……………(49)
 - 教育多国籍化への歩み……………(50)

欠 乏 と 過 剰

芦 田 淳

昨秋、ある大学祭の講演を頼まれた。創立間もない大学であることもあって、「無からの創造—その可能性」が大学祭のテーマであり、これと関連した話をしてもらえればとのことであった。話題の乏しいわたくしにとっては、自分の研究（栄養生化学）に関連のある話こそが最も人に理解してもらえろと思ひ、あれこれと考へてみた。

食物成分が欠乏するときの体の反応を考へてみる。水が欠乏すると、人間は渴きを覚へ、水を飲む。つまり、欠乏したときはこれを積極的にとり入れようとするのである。また、腹が減ると食事を摂りたくなる。これは、エネルギー源（通称カロリー）摂取に関しても、水と同じように、欠乏すればこれを摂取しようとすることを示している。ところで蛋白質はどうであろうか。食物中に蛋白質が少くてもエネルギー源欠乏時のようなドラスチックな影響を体には与えないと同時に、積極的に蛋白質を摂取したいという気持ちを起こさせない。しかし、世界各国民の所得と蛋白質の摂取量との関係を調べると、所得が少いと蛋白質摂取量が少く、所得が多くなるにつれ、ある程度まで蛋白質摂取量が増加していることが観察される。すなわち、蛋白質を含んでいる食品は美味であるが高価であることを意味している。したがって、蛋白質は欠乏してもこれを摂取しようとの意思は働かないが、美味であるため、経済が許せば摂取するもので、このことは体を保持するには好都合な面を持っていると言える。ビタミンが欠乏しても、蛋白質と同じように、摂取したいとの意思は働かない。所得が増してもビタミン含量の多い食品を多く摂取する傾向は認められないばかりか、加工食品が増加している現在、美味であると感ずる食品には逆にビタミン含量の少いものも多い。この点が蛋白質と異なっている。残る栄養素であるミネラルについても、欠乏したときの体の反応はビタミンと似ている。

これに対し、食糧の供給はどうであったであろうか。人類の辿った道は飢餓の歴史であったと言える。それは、食糧生産技術が未発達で天候に大きく支配され、相互の交換が閉ざされていたためである。明治以後、これらの状況が徐々に改善されてきたが、食糧の供給は、栄養素供給の面から考へると、不十分な状態がつい最近まで続いたのである。もちろん、世界的にも同様の経過を辿ったが、欧米ではより早く充足の域に達し、南半球では今日でも食糧不足の状態が続いている。したがって、いままでの栄養学の主流は、栄養素欠乏に対処する方法に関するものであった。

つぎに、栄養素が過剰になったときの体の反応を考へてみる。水を過剰に飲んでも、通常余分は尿として排泄される。ところが、エネルギー源、主として炭水化物それに脂肪であるが、これらを過剰に摂取すると、体脂肪として蓄積される。もちろん、その程度には遺伝的素質による個人差はある。これが水の摂取過剰と異なるところである。蛋白質を過剰に摂取すればどうなるかの問題である

が、この場合には体蛋白質は増加しない。また、世界的に眺めると、所得がどんなに増加しても1日90~100g以上の摂取は見られない。したがって、現実にも蛋白質摂取過剰は起こり得ないと考えてよい。ビタミンやミネラルは不足こそすれ過剰になる条件は普通には存在しない。以上のように、栄養素の過剰摂取としては、エネルギー源だけが問題となる。

さて、最近肥満が増えている。ことに、肥満児が増えてきたのが目につく。戦前にはほとんど見掛けなかったことを考えると、このことは、日本人のエネルギー源摂取が過剰になってきたことを示すものである。豊かさのあらわれである。そして糖尿病、高コレステロール、あるいは高脂肪血症などの代謝病、いわゆる現代病が食物摂取過剰と関係のある場合のあることが明かにされてきた。それ故、この関係を明かにすると同時にこれを防ぐ方法を追究することが、現在の栄養学の重要な課題となった。

一般的に言って、生体は体成分を一定に保とうとする性質を持っており、生体恒常性(Homeostasis)と呼ばれている。栄養素の摂取の少いときは、その栄養素の分解代謝系の活性が減少して分解が防がれ、過剰に入ったときは、その活性が増加して分解排泄される量が増す仕組みで、体成分が一定に保たれるように調節されていることが、近時明かにされてきた。しかし、エネルギー源を過剰に摂取した場合にはこの調節がきかず、主として体脂肪として蓄積され、生体恒常性のルールからはずれるのである。なぜ脂肪合成だけがルールからはずれるのかを考えてみる。これから先は全くの想像である。人間は、実に長い間、食物を獲得するのに苦勞し、飢餓状態に絶えずさらされていたが、その時代には食物を摂取したとき、なるべく余剰を体成分として貯蔵することが必要であったと思われる。したがって、その能力に優れた素質を持った人間が、その時代に生きるのに耐えることができたであろう。体脂肪合成能力に優れた人間、つまり、これを支配するホルモンの分泌の多い人間こそその時代に適合した人間であったと思われる。ところが、このような能力を持った人間は、常時食物の供給される時代には、過剰にエネルギー源を蓄積する結果となり、これが肥満体を生ずる原因であろうと想像される。すなわち、生体恒常性のルールからはずれる原因はここにあると思われる。以上はわたくしの想像である。この時代には、分解能力の優れた人間こそ生き易い。過去の美德は、現在では悪徳と化していると言える。

わたくしたち物の少い時代に生きてきた人間は、自らを鞭打って専念し、あるべき姿を求めるのが生甲斐であり、そこに価値を認めたわけである。現在はまことに豊かな時代であり、自分を鍛えることのむづかしい環境となっている。ここに育った若い人たちにわたくしたちの価値観が通じないのは当然であろう。したがって、これを若い人たちにおしつける気持ちはないが、一旦獲得したこの価値観は改められないし、またその意思はない。

現在の物資の豊かさは情報の面でも著しい。本屋の書棚の前に立つと、本の種類の多いのに圧倒されると同時に、回転の速いのに驚く。かつては本屋に立寄り、あれこれと本を探すのが楽しみであったが、いつの間にか足が遠のいているのに気付いた。最近、専門外の本の購入は新聞などの書評に頼ることが多くなった。これは年のせいかも知れないが、やはり豊かさに対処する一つの方法であると思える。自分の専門の成書、学術雑誌もまことに多くなった。かつてわたくしが大学を出た時代には、専

門関係の学術雑誌は世界的に見ても数種類に過ぎず、毎月送られてくる雑誌を読むのにそれほど苦勞しなかったが、現在では到底読み切れないほど雑誌が増加した。これを精読すれば知識だけが蓄積され、思考する時間を持たない。物知りになれるが、研究者としてはまさに肥満体である。学術雑誌の選択は書評に頼ることはできないが、そこは長年の勘で斜めに読んだり、精読したり、適当に組合せている。つまり、適当に体を素通りさせながら思考する方法をとっている。

大学院の演習で、学生の報告を聞いていると、緻密な読書に欠けているように思われ、これは漫画を読むことによる影響かと考えたりしたが、やはり数多い文献を処理せざるを得ないためであり、無理からぬことのように思える。しかし、よく観察してみると、ともすれば知識の吸収に追われ、豊かさのなかに埋没する恐れがある。この豊かさを処理し、自ら思考し、実験する方法を獲得することは、学問を始めるものにとっては大変なことであろうと察せられる。わたくしたちの育った時代では考えられない苦勞があるわけである。豊かであることは必ずしも幸福であるとは言えない。教授が学問にとり組んでいる姿を見ることが大学の教育と考えられるが、現在では文献の選択について助言することも教授の重要な任務となってきたと思えるのである。

ところで、栄養の問題にもどって将来を考えると、地球は有限であり、案外それほど遠くない将来、人口増加が食糧生産の限界を超えるのではないかと恐れられている。時代の回転に加速がついているだけに、また欠乏の時代が来るのかも知れない。これを解決する人間の英知を信じつつも、単調な過程を辿るとも考えられず、わたくしたちの体の、また精神の目まぐるしい対応が今後要求されるように思われる。

(筆者 名古屋大学長)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録

(1) 理事会議事要録

日時 昭和47年11月28日(火) 正午～午後1時

場所 学士会館(神田) 302号室

出席者 加藤会長, 前田副会長
各理事

他に, 加藤(六)副会長の代理として
志田東工大理学部長出席

加藤会長司会のもとに開会。

加藤会長より, 開会の挨拶があったのち, ただちに議事にはいった。

1. 国立大学協会の会費増額について

初めに鶴田事務局長より, 国立大学協会の会費と予算編成方法について実状を説明し, 続いて, 別紙配付資料「最近3年間の決算比較表」, 「昭和47年度歳入・歳出決算(見込)」および「昭和47年度会費増額に関する調」によって, その内容を詳細に説明のうえ, つぎのとおり増額理由の説明があった。

現在の会費基準は, 昭和45年度に決めたもので, その後諸会議の増加, 専門委員等の増員などによる旅費支給額の増加, 人件費の増大, その他諸物価の高騰等の影響をうけ, 事業費・事務費の増加から年々支出の増大をきたし, 従来の会費とその他若干の雑収入(印刷物の配付収入)では, 到底運営できない状態にたちいたった。このような収支状態では, 運営がすこぶる不健全であるので, 健全財政にするためには,

どうしても会費の増額によるほかはないと, 増額理由についての説明があった。

ついで, 質疑に移り

① 専門委員の増加については, 今後どのような考えをもっているか。

(このことについては, 事務局長より, 専門委員の増員は委員会の必要上から決めるべきことであるが, 旅費等の点から考慮して必要止むを得ない場合は別として, なるべく近いところの大学から選んで欲しい。また, 専門委員の数は, 大体现状がピークで, これ以上はあまり増えないことと思うとの説明があった)。

② 研究所を持っている大学と持っていない大学の会費をどうするか, 予算の組み方を検討してみる必要はないか。

等の質疑応答があり, 討議の結果, この会費増額問題は原案のとおり了承され, 本日開催の総会に諮り, 承認があれば文部省の了承を得ることとした。

2. 第2常置委員会の教員委員補充について

第2常置委員会の続委員(各古屋大)が死去されたので, その後任委員を中部地区の大学から選ぶこととし, その選定は同地区に一任することとした。

3. 大学団体懇談会について

会長より, 国・公・私立大学間の交流を深めるため「大学団体懇談会」を設けたらどうかとの意見があり, その第1回の会合を近く国立大学協会が世話役となって開催することになった旨報告があつて, 了承された。

(2) 第51回総会議事要録(第1日)

日時 昭和47年11月28日(火) 午前10時～午後5時

場所 神田学士会館 210号室

出席者 各国立大学長

加藤会長から、開会の挨拶があったのち、前回総会以後における学長の交代について、次のとおり紹介があった。

大学名	前学長	新学長
茨城大学	関 誠一	市村 正二
埼玉大学	和達 清夫	石田 寿老 (事務取扱)
名古屋工業大学	森島宗太郎	佐野 幸吉
三重大学	岩本 喜一 (事務取扱)	榑原 慎吾 (事務取扱)
大阪教育大学	高橋 睦男 (事務取扱)	高橋 睦男

ついで、本日の代理出席者として次のとおり紹介があった。

金沢大学	黒田 文一	医学部長
東京工業大学	志田 正二	理学部長
岡山大学	長谷川 繁夫	理学部長
宇都宮大学	山田 伴次郎	農学部長

(1) 会議資料について

事務局から、本総会の資料について説明があった。

(2) 日程について

会長から、本総会の日程については、去る10月6日の理事会で協議した結果、別紙(資料3)により運営することになった旨説明があり了承された。

I 会務報告

1. 副会長および委員長の選任について

会長から、和達前副会長が退任されたので、去る9月4日に理事会を開催して、加藤(内)東京工業大学学長が副会長に選任され、それに伴って欠員となった第6常置委員長の後任

には、都留一橋大学学長が去る9月26日の常置委員会において互選され、また和達副会長が委員長であった入試期特別委員会委員長には同特別委員会において加藤(内)副会長が互選された。

2. 前総会以後の主な事項の報告と追認について

(1) 要望書の提出について

- ① 昭和48年度予算に関する要望書
- ② 外国人教師の処遇等の改善に関する要望書
- ③ 大学図書館の振興についての昭和48年度予算に関する要望書

会長から、以上3件の要望書については、その提案および提出の時期等については、予め会長および委員長に一任する旨の了解を得ていたが、去る10月6日開催の理事会において、これについて協議決定し、10月9日に後藤第5常置委員長、都留第6常置委員長とともに、文部省では村山事務次官、木田大学学術局長、井内官房長、三角会計課長等に、また大蔵省では吉国事務次官、辻主計局次長等に面談し説明の上要望した旨報告があり、続いて各委員長から次のとおり説明された。

○ 都留第6常置委員長

この要望書は、前年度の要望と変りはないが、今回は①大学における教育と研究の整備充実、②学生の厚生補導の整備充実、③附属病院の整備について重ねて要望した。

○ 後藤第5常置委員長

この要望書は、加藤東北大学長の資料を参考にし、また文部省(高等教育計画課長)の説明を聴取して予算要求に間に合うよう理事会の承認を得て提出したものであ

るが、なおこれ以外に健康保険、雇傭契約
手続の簡略化等についても資料を集めて具
体的な要望をしたいと考えている。

- 谷田図書館特別委員会委員（谷口委員長
代理として）

この要望書は、さきに実施した現状につ
いてのアンケートに基づいて優先的に執り
上げる必要のある問題を要望したもので、
今後も継続的に文部省、大蔵省に対して要
望していくが、取敢えず48年度予算の増額
として要望した。

以上の説明ののち、上記の3要望書は異
議なく追認された。

- (2) 昭和48年度大学卒業予定者の就職推薦選
考開始時期について

このことについては、各学長及び各事業
者団体代表者に対し通知、依頼が出されて
いるが、これは10月25日に国公立の大学、
短大の8団体で、大学卒業予定者の就職
に関して申し合わせをし、企業側もこの
申し合わせを遵守されるよう依頼したもの
である。また政府及び経済諸団体（経団連
外4団体）に対しても要望書を提出した。
さらにこの問題について文部省や労働省と
の懇談会を8回に亘り開催し、大学側の意
見を述べておいた。

ついで、11月24日開催の上記の懇談会の
状況について富山水産大学長から、また、
通知、依頼文の内容について鶴田事務局長
から詳細な報告があり、続いて、2、3の
質疑があってこの申し合わせを追認した。

- (3) 大学改革の問題点に関するアンケートに
ついて

本年6月開催の第50回総会の決議により
行なうことになった大学改革の第3次調査

研究については、その後大学運営協議会の
各研究部会において大学改革の問題点に関
するアンケートについて検討し、去る9月
4日の大学運営協議会において成案を決定
し、9月13日各大学長宛にアンケートを依
頼した。

このアンケートについては、各大学で正
式に統一した見解を決定するのは難しいと
思われるので適宜な方法でまとめた回答を
作成願いたい。

なお、このアンケート作成に当っては研
究部会を19回、合同部会を4回に亘って開
催し審議された各部長初め各委員に対し
お礼を申し上げる。なお、このアンケート
の締切は11月20日になっているが、現在ま
でに過半数のご回答をいただいている。未
提出の大学におかれては、至急ご提出願
いたい。ご回答をいただいた意見は研究部会
でさらに検討のうえ調査研究報告書を作成
し6月の総会に報告、採択願う予定になっ
ている。

- (4) 西ドイツとの国際交流について

会長から西ドイツのDAADの名称、性
格等について資料5により説明があり、つ
いで去る8月18日来訪されたDAADの
Schulte会長との懇談の折、国大協から約6
名を日本と西ドイツとの国際交流のため来
年6月頃招待したいとの話があった。また
10月9日にはDAADの前会長のRumpf
教授が来訪されたので、後藤第5常置委員
長とともに会談しSchulte会長の申出に応
ずる用意があることを話したが、同教授か
ら招待はDAADとしてでなく西ドイツ
政府からとなろうとの回答を得た。このこ
とは西ドイツから日本への招待についても

考えなくてはならずこの点について文部省に予算要求の相談をしていることが報告された。ついで、後藤第5常置委員長から、このことについては第5常置委員会で国大協として扱うことの是非について検討したが、学術振興会で扱うのが適当でなかろうか等との意見があった。また、日本に招待することについては文部省高等教育計画課長の意見では可能であるとのことであった。また、派遣する時期としては6月頃が適当で、構成メンバーは会長を団長とするメンバーで派遣するのがよいのではないかと考えているとの報告があった。

(5) 国立大学協会会館増築について

国立大学協会会館増築については、各大学の分担金ならびに寄付金によって現在工事が進行中で、1月末までには完成する予定であると報告され、各大学のご協力に対して改めてお礼を申し上げる。と述べられた。

(6) 文部大臣との懇談会について

去る8月7日ならびに9月4日の2回にわたり、稲葉文部大臣、内海政務次官、村山事務次官及び関係局・課長と国大協加藤会長、前田・加藤副会長、宮島理事、都留理事、清水医学教育に関する特別委員会委員長および鶴田事務局長が同席して共通第1次入試その他一般的な問題について懇談をした。

(7) 大学基準協会との懇談について

去る8月21日大学基準協会作案の「大学入学試験制度改革に関する報告」の説明会があり、国大協から谷田第2常置委員長、川村入試調査特別委員会教員委員および鶴田事務局長が出席して基準協会案を中心に

入試問題について懇談を行なった。

(8) 日教組大学部会との会見について

7月15日および11月15日の両日、日教組大学部会島山部長その他と加藤会長、加藤副会長ならびに鶴田事務局長が会談し、教職員の待遇改善問題を中心に、入試改善その他について意見交換を行なった。なお、配付の資料は同大学部会として、国大協にも協力して欲しいということで参考までにご覧願いたい。

以上のほか、その他の事項については資料6を参照願いたい。

続いて、事務局次長から資料6の事業報告書の概要について説明があった。

II 議 事

(1) 埼玉大学長の常置委員会所属について

和達副会長の交代に伴って、埼玉大学の所属常置委員会を決定する必要があるが、常置委員会の所属は、総会で決定することとなっているので、従来の慣例により加藤副会長の従来所属していた第6常置委員会といたしたい旨が諮られ、了承された。

(2) 全国共通第1次試験について

かねて、入試調査特別委員会で共通第1次試験の可否、方法等についてご検討願ひその中間のまとめを先般ご報告し、これについてアンケートしてその回答も既に大部分の大学から得ている。関連して文部省ではこの調査研究のための予算を48年度に計上することになったいきさつについて前田委員長よりご報告願ひ、これについて総会のご意見を伺いご承認を得たい。

続いて前田委員長から概略次のとおり報告された。

アンケートについては、会長報告のとおり

であるが、今後の調査研究の方策として考える点は④客観テストの欠点が除かれた“良い問題を作る”こと⑤各教科につき専門委員会を設け、研究費の要求は国大協があっせんすること⑥入試研究センターを設置することの三点につき検討する必要がある。また、入試センターに類するものを文部省が48年度予算に計上したいきさつ及び文部省と国大協との会談について説明があり、委員会の結論として、資料7-2による考え方であれば調査研究費を受取ることが出来ると判断し、10月6日の理事会で了承を得て、本日の総会で承認を願い決定いたしたいと考えている。なお、人員の15名の配置についてはさらに文部省と折衝する必要がある。

(資料7-2全文朗読)

ついで、アンケートの集計結果の詳細が報告され、この結果から研究をさらに続けるという意見が多いと思われる。また会長から補足して人員のつけ方については検討する余地があること、調査研究費を委託研究とした理由等につき説明があり、ついで次の様な意見の交換が行なわれた。

- 文部省が予定している調査研究期間は、1年限りのもので継続するかどうかは別として委員会としては2～3年研究する必要があると考えている。
- 共通第1次試験については、国大協としての可否を決めていないので検討しなければ判らぬが、やるとしても51年度からと外部には説明している。
- 全国共通第1次試験に対する文部省の考え方は試みとして実施するものであり、国大協としてはあくまで専門委員会の研究事項として取り上げている。また、入試センターについては委員会のまとめに今後の方策として打出しているが、文部省案の調査室が核になってもうけるものではない。
- 共通試験を実施するかしないかについては入試調査特別委員会を設置するとき、この委員会の任務として可否、方法等を検討することが多数の賛成を得ている。
- 実施するかしないかの可否の問題もあるが、その前に研究する必要があると考えている。また機構については検討はしていない。試みに実施の場合全大学に適用することは、無理と思われるので希望する大学のみとならざるを得ないと思う。
- この問題の執り上げる角度が、大学入試の中・高校の教育をゆがめているものは何かという次元での捉え方でなく、大学改革という立場からの技術的な考えであるように思われる。
- この問題については抜本的なことを考えるべきであるが、それは入試調査特別委員会の任務ではないと思う。他方、この問題を扱う以上客観的に利害得失を並べて判断を迫られている状態である。
- 若し、共通試験を全大学で実施すれば○×方式となり、現在まで批判されている○×が基本となる教育の方向に国大協としても踏み出すおそれがある。例え、試みにやるとしても重大な問題を棚上げしてしまうことになるので慎重に取扱われたい。
- 入試改善調査室については、文部省と国大協とでは意見の相違があり、最終的には結論に達していない。文部省の意向としてはどこかの大学にこの調査室を付置し、人員については各大学にわけて配置し、調査研究が終了した時点で配置した大学にその

人員を吸収させる考え方のようである。また、職種については当初教授、助教授の案があったが、国大協としては助手、事務官を希望している。

以上の意見交換ののち、調査研究費の配分を受けることが了承され、資料7-2により処理することが承認された。また、人員、職種等についてはさらに検討することとし、前田入試調査特別委員会委員長に依頼した。

(3) 各委員長報告と協議

○ 第1常置委員会（宮島委員長）

本委員会としては、大学改革にあたっての格差是正と大学院制度の問題を並行して検討を続けてきたが、その大要につき報告し、ご意見を伺いたい。

1 格差是正について

本委員会に格差是正小委員会を設け検討を続け、今般資料12の中間報告としてまとめた。この報告書は、まだ第1常置委員会としては結論に達したものではないので本総会だけの資料と承知願いたい。

この主な内容は大学院の有無により学部段階の種々の基準に差がある点を主として取り上げ、その是正について提案している。課程、学科目制については教員養成制度特別委員会で論議されているのでそれと協力していくことで本報告書では取り上げていない。

2 大学院制度について

大学院設置基準については、現在大学設置審議会、同基準分科会等で検討されており、1、2年後に制定される見通しであるが、組織の改革の点で重要な問題を含んでいる。この問題について従来ま

でも幾つかの報告、提案があるが、第1常置委員会としての一応の結論的のものは昭和42年に部内限りとし発表した「大学院設置基準をめぐる所見」の見解からそう大きな変更はないと考えている。なお、この問題はさらに検討して文部省の基準決定までに間に合うよう国大協として関係方面に公表出来るようにしたい。これについて各大学でも検討されていると思うのでご意見を伺いたい。

（正午から午後1時10分まで休憩）

この間 302号室で理事会開催午後1時10分から総会再開

(4) 会費の増額について

事務局から、別紙資料8により、国大協の予算の現状について、現在、国大協の必要経費は会費と雑収入とによって賄われており、雑収入とは、各種委員会報告を印刷配布して得る収入である。この雑収入の予測が難しくまた、各委員会の開催も予め予測することは無理なので予算の編成はむずかしく執行に当っては甚だ不安定な不健全財政であるという状態におかれている。これを健全財政に近づけるためには、会費をもって歳出を賄い、少額の足りない部分を臨時収入ともいふべき雑収入で賄うというのが望ましい姿と考えられる。また、現在の会費基準は、昭和45年に決められたものであり、諸経費の増大により、昭和47年11月末日現在でも416万円不足しており、来年度はさらに本年度を上回ることが予想されることも考え合わせ、会費の増額をし、今後の財政の安定をはかりたい旨、また、ただし書の改正については、別紙改正理由のとおりである旨説明があったのち、会長から、会費は3年前にも増額したが、その

後、各種委員会の活動の増加による旅費、人件費の増加等により、現状では増額もやむを得ないことが、本日正午より開催された理事会でも承認されたので、本総会でも承認いただきたい旨が述べられ、異議なく承認された。

なお、このことについては、明後日（11月30日）の事務連絡会議出席の事務局長にも話をし納得してもらい、また、文部省の承認を受ける事項でもあるので文部省の承認をも得て、来年度から新会費で進めることになった。

(5) 第52回総会の日程について

会長から、次回の第52回総会は、次のように開催したい旨提案があり、異議なく了承された。

- 1 日時 昭和48年6月19日（火）総会第1日
20日（水）常置委員会（午前）
総会第2日（午後）
21日（木）文部省学長会議
22日（金）事務連絡会議

2 場所 国立教育会館

なお、明日の文部省との懇談会の進め方について、文部省側は文部大臣、次官、関係局長、官房長その他関係者が出席の予定であり進行は会長、副会長が当たる予定であるので関係者には活発な意見をお願いしたいと述べられ、了承された。

(6) 各委員長報告と協議

○ 第1常置委員会

本日午前中に行なった委員会報告に関連して、中教審答申についての各大学の意見の処理方法や大学院学生の研究旅費の問題等について意見の交換があった。

○ 第2常置委員会（谷田委員長）

次の2つの問題について報告があった。

- 1 先般来入学志願者選抜に関する調査書について各大学へアンケート調査をし、これまでほとんどの大学から回答を頂いた。現在は、とりまとめの最中なので、いずれ、全体的なものと、特に重要な事項とにまとめたうえで報告したい。

なお、意見は、広い意味では高い利用のパーセンテージであるが、利用の方法、程度等にも差がある。また、利用困難あるいはしにくいという意見の中には成績評価が不備ではないかとか、学校差の問題等の重要な問題を含んでいる。

- 2 身障者の受け入れについては、学生が在籍または在籍していた大学の状況について問い合わせをし、回答を頂いた。本委員会としては、それに基づいて意見の交換をしたが、この問題を検討するには専門の人の協力が必要であり、今後、特殊教育学科をもっている大学の専門の教官に専門委員として参加して頂き、具体的に問題の検討を進めていきたいので、関係の大学にはご協力をお願いしたい。

なお、身障者の受け入れ問題については、将来共通第1次試験が実現するようになると、これにも関係してくる将来の問題点であろう。

以上の報告ののち、色盲については、あまりに伝統的な意見がありすぎるようだが、それ程問題にしなくともよいのではないかとの意見があった。

○ 第3常置委員会（広根委員長）

教官と学生とのコミュニケーションについては、講義をはじめ、ゼミナール・実験

・実習等教室を中心に行なわれているが、それ以外の場においては、どのように行なわれているか各大学の実状を調査し、この問題に対しての各大学の今後の具体的施策に資するため前総会の承認を得て、本年7月に調査項目を設定し、アンケート調査をして、9月初め頃までにすべての大学から回答を頂いた。これを集計分析して4つの項目 ①全般的な問題 ②組織・制度 ③施設 ④行事にわけて別紙資料13のとおりとりまとめた。この資料では、比較的規模が大きい大学と小さい大学では多少状況が違うが、内容についての大要は次のとおりである。

- (1) 全般的には、この問題について重要性を感じながらも十分な解決策が見出せないとの回答がかなりみられる。そのような実状に対し現状をどのように改善するかを検討している大学は過半数を占めている。その現状の対象となっているものは、指導教官制、クラス担任制等組織制度および運用に関することから、補導の範囲と限界等の問題まで広範囲にわたっている。
- (2) 組織・制度は教養課程では大きな大学では横割制かまたは、それを主とするものが圧倒的に多く、一方小さい大学では縦割が多い。また、コミュニケーションを充実させる組織制度としては、クラス担任制、ゼミナール制等が考えられるが、それ以上に重要な要因としては、教官と学生の接触の多少、関心の高低等があげられる。
- (3) 施設については、研修合宿施設を重要視している大学が多い。課外サークルは

文化系より体育系の方が教官と学生の接触が多く、大分活動しているようであるし、学生相談についても、75%の大学が何らかの施設を持っており、ない大学のほとんどが設置を希望している。

- (4) すべての大学で大学祭、新入生歓迎等の行事が行なわれているが、教職員の参加が少ないという結果になっている。また、新しい傾向として3/5以上の大学で父兄との懇談会が行なわれていることは注目される。

なお、この資料は、客観的な事実をそのまま集計したものであるが、今後、各大学でのこの問題に対する検討の資料として頂ければ幸いである。

また、このほか第3常置委員会の検討すべき問題としては、来年度の就職選考開始時期の問題があるが、これについては午前中に報告があったので省略する。と報告があった。つづいて事務局から、『「教官と学生とのコミュニケーションに関するアンケート調査」集計報告』について、必要部数を各大学に問い合わせたので、できるだけ多数申込みをお願いしたい旨述べ、了承された。

○ 第4常置委員会（池田委員長）

学生の厚生問題を担当している本常置委員会は、現在、①保健管理センターの増設・充実②地区共同利用研修施設の増設・充実③正課中の学生の災害補償問題の3つの問題を検討しており、①と②については、数年前から要望をして昨年も関係各方面に要望し、保健管理センターは、48大学に設置され、地区共同利用研修施設については、本年度から一部に設置された現状であ

る。また、③については、この問題の起った大学では大分苦慮している問題であるが、国大協としてどのように取扱うべきか委員会としての見解が未だ明確には決まっていな。しかし、考えられる方法として、一つは大学の特殊性から考えて、正課中に起きた学生の災害は無条件で国家的に補償していく方法、もう一つは、国家の補助を受けることも考え合わせて学生全体の共済制度で対処していく方法であるが、このような場合も、国家補助の範囲の決定と範囲外の処理方法について委員会の意見が一致していない。この問題の検討を進めるため、正課中の事故がどれくらい起っているかを全国の保健管理協会の資料を参考にみたが、各方面で起っている声の割には実際に起った件数、また、それに要した治療費の総額が少ない。このことは、あまり過去にさかのぼるとい調査方法にも問題があると思われるので、とりあえず、本年11月1日を出発点として、追跡調査の形で3ヶ月間（1月末まで）の事故件数、治療費等を調査し、保健管理協会の資料とつき合わせることにした。このことによって正確な現状がつかめると考え、11月8日の理事会で承認を得、各大学に調査依頼をしたのでよろしく願いたい。なお、調査の結果はなるべく早くとりまとめをして報告をしたいと考えている。

○ 第5常置委員会（後藤委員長）

本常置委員会は9月2日、同14日に開催し、2つの問題①外国人教師の待遇改善について ②ドイツとの学術交流について検討したが、その経過は会報58号に掲載されているので本日は省略し、その他の問題と

して国立大学教官の海外出張に関する取扱い上の問題についてつぎのとおり報告があった。

このことについては、東北大学の加藤学長から手続きの簡素化を、文部省を通して関係各省庁に要望してほしい旨の申出があったので、9月2日の本常置委員会で検討し、適当な時期をみて要望書を出すことにした。また、この会議に文部省の佐野高等教育計画課長が出席していたので、9月18日文部省の大学学術局から、この問題については至急実行したいと考え、現在、案を作り決裁段階である。本来は国大協の第5常置委員会で検討すべき事であるが、とりあえず、委員長にみてもらい、よければ実行に移したい旨の申入れがあったので、内容について説明を聞き、早期実現の必要性を感じたので、これから改善すべき点は出てくると思うが、とりあえず、進めてほしいとの要望をした。その結果、9月22日付で文部省訓令等が改正され、各大学に通知された。また、10月11日には、在外研究員以外の教官の海外渡航の場合も手続きを緩和するための通知がなされた。その趣旨は、今後特に事情がある場合を除いて一般旅券を使用し、目的国の追加、期間延長については、下部機関で処理し、後日文部省に報告すればよい。また、在外研究員が目的国以外を回る際、その範囲に弾力性をもたせるというものである。

このような問題については、今後第5常置委員会としても検討したいが、とりあえず、これまでの経過を報告する。

なお、今後検討する問題点としては、①外国人教師の処遇改善の問題 ②海外留学

生の問題、とくに学部留学生と研究留学生の格差は正の問題と今般制度化された国費留学生の問題である。②の問題はかなり改善されており、さしあたってはとりあげていなかったが、海外交流がさかんになりつつあるので引き続き検討したい。

以上の報告ののち、在外研究員の期間と手続きの問題、旅券の手続問題、外国人を招く場合の待遇問題、大学間の教授の交換問題について、意見の交換があった。

○ 第6常置委員会（都留委員長）

本常置委員会は委員長が交替したばかりであり、前委員長の最近までの活動状況は会報58号に掲載されているとおりである。

今後、検討すべき問題としては①定員 ②臨時職員の定員化 ③教員の待遇改善を考えている。③については、文部省の教員等待遇改善研究調査会でも検討しているが本常置委員会としても引き続き取り上げていきたい。

なお、大学財政に関する事でとりあげてほしい問題があれば、この機会に出して頂き、できるだけ近い将来に委員会を開催して進むべき方向を決めたい。これに対し、各委員から取り上げる問題として、①建物や施設の近代化に伴って維持管理費が増大され、そのために他の諸経費があっばくされるので、今までの積算の建て方をもっと合理的にするよう検討の要がある。②臨時職員の定員化の問題 ③附属小・中学校教官の俸給の問題 ④大学院学生の研究旅費の問題等が出され、前記の問題と合わせて検討することになった。

○ 教員養成制度特別委員会（飯島委員長）

前総会では、教員養成に関する調査研究

報告書を作成中であると報告したが、その後、本年7月に原案に対し、各大学の意見を伺い、76大学中、67大学から、積極的な回答を受け、委員会で最終的にとりまとめた。（資料10）

今後、この問題を検討していくうえで多くの人々に教員養成制度の具体的な実状についての認識を徹底させる必要があるのでできれば本総会の承認を得て外部にも公表したい。

この調査研究報告書は、主として教員委員の協力を得て、現在の国立大学の教員養成制度について、歴史的な考察をしながら問題点を明らかにする方針で進めた。本委員会としては、これをもとにして具体的な問題点を検討し、その改善、改革について国大協として提案、要望等を重ねていきたい。

なお、原案に対する各大学の意見は、修正の形で表現できるものは、とりあげ、その他については本委員会で整理し、今後の参考にしたい。また、この調査研究報告書のまとめ方の基本的な姿勢としては、①教員養成は大学で行なう、②教員養成において、開放性を堅持する、という二つの方向をとったが、懸念された大学間の意見の相違は見られず、この限りにおいてはほとんどの大学の支持を受けた。

本委員会としては、この調査研究報告書が承認されれば、次の段階として、比較的具体化を必要とする問題、たとえば教育学部および教育系大学院の設置基準の問題、教員養成学部における大学院のあり方、一般大学・学部における教員養成の現状の改善について等の問題を取り上げていきたい

い。

この報告ののち、基本的な大学院のあり方、体育学部と大学院の関係について意見の交換があり、これらの問題も検討することになった。

なお、最後に事務局長よりこの報告書は1部300円であるが、来る12月10日までに所要部数を各大学より当事務局宛知らしてほしいと要望があった。

○ 入試期特別委員会（谷田委員）

本特別委員会では、さしあたり、入試期日の繰り上げについて検討することになり、1期校は3月1日から3月18日、2期校は3月20日から4月7日にすることについて各大学から、アンケートによって意見を聞いた。その結果、多数の賛意を得た。しかし、試験場の都合、または大学・学部の特殊性等によって反対とする大学も若干あるので、保留あるいは反対の大学には、委員長から、もう一度現在の回答状況を示し、再考願えるかどうか聞く予定である。

なお、委員会の方針は委員長が目下外国出張中であるので帰国してから決定する予定である。

以上の報告ののち、この問題について各委員から意見の開陳があり、本日の意見を参考に正式の委員会で検討し、条件を整え、実施できるよう努力することになった。

○ 教養課程に関する特別委員会（今西委員長）

昨年来、各大学の協力を得て、2回にわたりアンケートによる実情調査をし、その間1回中間報告をしたが、その後、結果を

分析集計し、「一般教育と教養課程並びに外国語教育及び保健体育に関する実情調査報告書」をまとめた。この報告書はすでに各大学に送付してあるが、扱いは、教員養成制度特別委員会の調査研究報告書と同様に本総会の承認を得たのち、各大学の資料とせられたい。

なお、本特別委員会は、この報告書作成をもって、一応の任務を終了したので、今後の進め方について協議した結果、しばらく休会して研究部会の検討状況のみ、研究部会からの話し合いを待って、再出発することになったので了承願いたいと述べられ、了承された。

○ 図書館特別委員会

午前中に報告されたので省略。

○ 医学教育に関する特別委員会（清水委員長）

本特別委員会は、従来から、医学教育の改革の問題点について検討してきたが、このたび大学運営協議会から各大学へ大学全体の問題について「大学改革の問題点に関するアンケート」が送付され、それが来年6月に集計され報告が出る予定と聞いているので、大学の1部門である医学教育についてはどのようにすべきかを考えていくことにした。ついでには、これまでも討議された問題も含めて、①医学教育の特殊性、②卒前教育の年限の問題、③専門課程における時間数の問題、④卒後教育の問題、⑤基礎医学者の後継者養成問題等につき、アンケートをしてまとめるかどうか協議した結果、今回は、従来の医学部長会議及び病院長会議の資料もあることなので、アンケートをとらずまとめる方法をとることにし

た。なおとりまとめの期限は、大学運営協議会の報告と合わせ、来年6月頃とし、次の委員会は明年2月頃開いて再検討をすることとした。

○ 教職員の厚生等に関する特別委員会（相磯委員長）

前総会以後、10月23日に委員会を開き、保育所問題及び公務員宿舎の問題について討議した。

1 保育所問題については、本年春に労働省で「勤労婦人福祉法案」の制定を検討していたので本特別委員会としては、この結果を待って、国立大学に保育所が設置できるか否か検討することになっていたが、成立した法案は、原案よりも大分後退したものとなり、これに期待することは困難な状態になったので、この問題につき、文部省側とも今後の方針について協議した結果、地域保育所の一環として、施設は大学が提供し、人件費は共済組合に出してもらおうという「共済組合経営方式」について、検討することになった。なお、このことについては、厚生・大蔵両省とも折衝したい。また、この方式が実現するにしても若干の期間がかかると思われるのでその間どうするかも合わせて考えていきたい。

2 公務員宿舎の増設については、昨年も要望書を提出したが、平均充足率が71%で、昭和47年度は7,600戸必要であるが、とりあえず5,000戸を要求し、1,700戸が47年度中に増設されることになっている。しかし、絶対数が不足のうえ、定員の増加により、住居不安定者が増えているので、これからも充足率を高める努

力をしていきたい。

○ 研究所特別委員会（加藤（陸）委員長）

本特別委員会は、これまで、研究所の実態を把握するため、情報交換を行っていたが、前総会以後専門委員を3名から7名に増員し、委員会2回、専門委員会を5回開催し、基本的な方針をまとめるに至った。

検討すべきこととしては、76大学中、研究所が置かれている大学は22大学で、 $\frac{1}{3}$ にすぎないこと、また、研究施設の充実等の問題も考える必要があるが、今回は当面近い将来において問題となるであろうことだけにしぼって今後の作業を進めることになった。とりあげる問題は、①研究所を大学に置く意義、②附置研および共同利用研の管理組織上の位置づけ、③附置研究所と学部との協力関係、④大学院教育に対する附置研のあり方、⑤研究交流の意義と方法、⑥研究所の機能向上のための緊急課題の6項目で来年の総会までにはまとめたが、その場合来年3、4月頃に各大学へ問い合わせをすることも考えられるのでその時はよろしく願いたい。

○ 科学技術行政特別委員会および新設大学拡充特別委員会は開催されていない。

以上の報告ののち、会長から、明日の総会の予定につき、資料3に基づき、次のような説明があった。

明日は特に議題は用意していないが、今日の報告、討議に対する意見、大学改革及び当面する諸問題について自由討議で進めたい。なお、新構想大学、筑波新大学、放送大学、大学財政、授業料問題、教官の待遇改善問題、入試問題等についてもお考えを述べて頂

きたい。

なお、午後からは、国立大学長懇談会を開催する予定である。

(3) 第51回総会議事要録(第2日)

日 時 昭和47年11月29日(水) 午前10時~12時

場 所 神田学士会館 210号室

1. 大学改革および当面する諸問題について

議事に先だち会長より、次のとおり発言があった。

本日は標記の議題について自由討議を予定しているが、問題点をしぼれば、(1)大学改革問題については、①各大学における改革の進行状況について、②新構想大学について、③高等教育懇談会について、(2)大学の当面する諸問題で国大協として取り上げる問題、(3)午後の文部省側との懇談会で話題にのぼると思われる教官の任期制、青田買防止、教養問題、授業料値上げ、医科大学設置に関する問題等について意見交換を行なうことが考えられるので、これらの順に議事を進めたい。

ついで議事に入り、各委員の発言要旨は次のとおりである。

① 各大学における改革の進行状況について

○ 広島大学

一般教育のあり方を含めて教養部の改組を中心に全学の研究教育体制及び教員養成学部の改革に焦点を合わせて文部省から調査費をもらって検討を進めてきた。しかしキャンパスが分散している現状では十分改革が進められないこと及び用地の目途の関係もあるので大学の方針として移転統合を決定した。これを契機として具体的な改革

案が必要となろうが、これにはあくまで大学の自治、自主性を確保しつつ全学的意思を統一し、教職員、学生の生活条件の整備を前提として考えていきたい。

○ 神戸大学

本学の改革準備委員会では既に10余の改革案を答申しているので、これについては、学内の意見を反映させるため共同検討機関を設置してこれを審議し、評議会で最終決定する方針である。しかし、学生の自治組織ができていないので共同検討機関が設置できず、改革を進めることが困難である。このため学長直属の「学長室」を設置してそこで具体案作成の任にあたることを評議会に提案し承認を得た。この「学長室」の運営には学長の専断を排し全学的な意見を取り入れながら案づくりを行なっていきたい。

なお、間もなく活動を開始する予定であるが、当初は改革準備委員会の提出した答申で評議会としての見解のまとまった教養部及び大学院の問題等から手をつけていきたい。

○ 琉球大学

国立大学への移管に伴い教養部の改組を考えている。その大綱は、教養部の教官を各学部へ配属し、教授会は、人事に関する事項のみを審議し、その他の研究教育については教養部長を委員長とする「教養部運営委員会」が審議する。

○ 宮崎大学

本学では、本年8月に移転統合を決定した。その際、医学部設置を推進しており、来年度予算でその準備費の確保に努力している。現在は3学部を有しているが、教養

部を設けず縦割制をとってきている。その教育効果は上っていると考えられるので、医学部が設置された場合にも縦割制でいきたい。

○ 東京大学（会長説明）

東京大学では昨年評議会で「改革室」の設置が決定され、その下に研究教育体制、教官自己規律の両専門委員会が発足した。研究教育体制専門委員会では、学部再編成及び4年一貫教育の問題について検討してきたがキャンパス問題と関連して具体的な実施案作成までに至らなかった。しかし、何らかの形でキャンパス問題にメドがつけば改めて努力していきたい。直ちに解決する事は困難であるので当面はカリキュラムの改善を実施するなどの措置を考えている。

教官自己規律については、「改革室」から答申が出され、教授の業績評価、教官の定期報告等を提案している。これについては、近日中に評議会でその取扱を決定する予定である。

総長選挙制度については、教授会メンバー以外の者による不信任投票制度を設け、総長の任期については、現在の再任2年を認めない方針で進んでいること、部局長選挙制度については、学生側と職員側の一部に参加要求が強いが、現状維持を提案していること、総長の補佐機関として「総長室」が設置してあるが、新しい形で存続させたいと考えている。

以上の説明に対し①教官自己規律と総長の不信任制度とは関係があるのか、②教官の定期報告の内容はどのようなものか、の質問があり、次のとおり会長から説明があった。

①直接関係はないが、教官自己規律の提案は、この度の紛争について責任を自覚し教官の姿勢を正すことに基本的な動機があり、総長不信任制度は、いわば紛争が起る前の安全弁としての機能を果たすことと思う。②については、定期報告の内容は部局に任せることになろうが、研究・教育に関する項目以外に管理運営に関する事項および学外活動をも含めた報告を考えている。

○ 一橋大学

本学の学長選考方式は、これまでも一応学生、職員の参加を認めており、このたびの選挙で私が選出され、目下現行の学長選考規程の改正を検討中であるが、評議会としては学内三層が実質的に平等であるとの立場から決定したいと考えている。その他大学改革問題を検討しており、教養部の問題については4年一貫教育も大事だが、教育内容の刷新を図ることが重要ではないかとの意見が学内では強く出ていて目下検討中である。

○ 大阪大学

大学院および教養部の問題を中心に検討してきたが、特に教養部2年制には種々弊害が出てきている。この弊害を除去するため、4年一貫教育を行なう方針でいるが、一般教育、基礎教育が学部によって考え方が異なること、教官の配属の問題、教養部の必修外国語を1か国とするものの可否の問題、教養部の研究教育施設の貧弱等の問題があり、今後とも検討を進めたい。

○ 島根大学

前学長は、紛争当時学生等との間に学長選考の改革について確認書を取り交わした。その後学内では学生の参加を必ずしも

不適當でないとの前提で種々議論を重ねてきたが、結局学生、職員が参加しない学長選考方法を決定することになった。

② 新構想大学について（東京教育大学長説明）

○ 筑波新大学について

この新大学構想はすでに10年前に始まって昭和49年度に開校の目途がつき、具体的に計画が進んでいる。

その目標とするところは、現行制度の大学では学部間の共同研究が行なわれにくいこと、人事の交流に難点があること、等の理由から大学の持っているタテの壁を破り横の連絡を密にし、研究の促進を図ること、学生が十分な施設のもとで、幅広い教育が受けられる体制を整備することである。

新大学は、教官の研究組織として適当なサイズに分けた「学系」を、教育組織として「学群」を設置し、教官は学系に所属し、教育計画は学群で考え、それぞれ両者が十分機能を発揮しうるような運営を考えている。

また研究組織については、学業のほかプロジェクトチームの研究体制を考えており、客員教官を招いて共同研究を行なう組織を設置したい。

これらの研究・教育組織は、研究、教育、管理について現行制度の大学における学部等が全責任を負うのに対し、今度の組織は研究は学系で、教育に関しては学群で責任を負う。管理運営組織は、学長の補佐機関として副学長を置き、教官人事に関する事項を審議する人事委員会、大学の財務に関する事項を審議する財務委員会を設置

するほか、現行に比し特色のある機関としては、学外者の有識者をもって構成し、学長に対し助言または勧告を行なう権限を有する「参与会」である。

上に述べた研究教育を担当する諸組織および管理運営のための諸機関がそれぞれの責任において審議し、決定し、または執行することにより、全学として円滑に機能することを期待している。

以上の説明に対して、現行の法令と新大学との適用に関連して他の国立大学との関係が難しくならないかとの意見があり、会長から次のような意見が述べられた。

特に学校教育法、教育公務員特例法が問題となるが、立法措置としては、個々の法令に特例を設けるのか、単独で立法するのか、または両者の組合せによるのか三つの方法が考えられる。また実際的な影響は別として直接他の国立大学には適用されることはないと思う。

○ 宮城教育大学

教育公務員特例法の適用については、新大学の管理運営組織が現行制度と全く異なっているので、例えば人事に関していえば、学外の人を加えた管理機関と「人事委員会」との関係はどうか。

（学外者を加えた参与会は、学長の補佐機関であくまでも人事干与の権限はない。）

③ 高等教育懇談会

会長から、高等教育懇談会で議論されている内容について次のとおり説明があった。

文部省主催のもとに月1回程度開かれている。この懇談会は国大協の会長としてではなく個人としての意見を述べるという趣旨で出席している。今まで議論された項目は、高等

教育の規模拡大の問題で、医学教育、教員養成等社会の要請に対して国が対策を講じること、大学の大都市集中を避けて地方分散を図るべきこと、これに関連して一定の地域内で専門別の比重を考えること等の意見が出された。また私学助成については、国が積極的に協力することは望ましいが、このため国立大学の予算が減少するようでは困るとの意見があった。

④ その他

○ 授業料問題については、二、三の大学から反対声明を出したらどうかとの要請があった。しかし、国大協としては以前に出しており、現在、以下の理由により反対声明を出すのは適当でないとする。

授業料の額については、すでに文部省令により4月に改訂され、10月からは改訂後の授業料の徴収事務も行なわれている状況でもあり、世論も無視出来ないこと、公務員としての立場もあるので不適当と判断した。

なお、後藤第5常置委員会委員長から教官の海外出張命令の変更の件について昨日の説明に若干の補足説明が行なわれた。

以上で、本総会を終了した。

(4) 第18回事務連絡会議事要録

日 時 昭和47年11月30日(木) 午前10時～午後3時

場 所 学士会館(神田) 210号室

出席者 各国立大学事務局長

午後1時より連絡事務のため、文部省より木田大学学術局長、安養寺審議官、管野施設部長、大崎大学課長、佐野高等教育計画課長、川村大学課課長補佐その他関係官出席

鶴田事務局長司会のもとに開会。

初めに鶴田事務局長より、開会のあいさつがあり、つづいて、加藤会長より、今回は51回総会になるが、今回は特に大きな問題はなかった国大協の日常活動的な問題について報告を行ない、また大学改革その他大学の当面する諸問題について自由討議を行なった。その主な点の①は教員養成制度特別委員会において別紙配付資料のとおり「教員養成制度に関する調査研究報告書」をまとめたことである。教員養成に直接関心をもつのは教員養成大学であるが、従来の第7常置委員会は殆ど教員養成大学で構成されていたので、その組織を改め一般大学の意見も反映できるよう新規な構成の教員養成特別委員会を設けて、教員養成の特殊性と一般大学の開放性の原則の調和点をみいだそうとしたものである。なおこの報告書は、——教員養成制度の現状と問題点——という側面から分析したものであるが、資料的には従来の歴史・いきさつについても述べたものである。②は入試関係の問題で、その1は共通第1次入試のことである。これについては前から共通第1次入試の可否およびその方法について検討するという事で各大学の意見を聞いて入試調査特別委員会での方法を検討し可否を見出そうとするものである。これについて文部省では来年度予算として共通第1次入試についての予算をつけ、そのうち5,000万円を国大協に対する委託研究の形で出そうとしている。これについては文部省と国大協の話し合いが完全に一致したわけではないが、文部省が委託研究ということでつけるのであれば国大協としては受けてもよいということが昨日の総会で承認された。第2は入試の時期の問題である。現行では1期校は3月3日から、2期校は3月23日からとなっているが、これを1

期校は3月1日から、2期校は3月20日からに繰り上げられないかということである。これについては最初文部省から話しが出て来年度から実施できないかということであったが、2期校からは昭和49年度から実施されたいという強い希望があったので、各大学にアンケートをとったところ、大多数の大学は賛成であるが、なお、数大学は試験場の都合その他の事由から繰り上げに反対の意向である。しかし、これは国立大学内部の相互の協力の問題でもあるので、大多数の大学が賛成であれば、困る事情はやり繰りをつけて同調してもらいたいと考えている。③国大協内部の問題として会費の増額の問題がある。国大協の会費の中心をなしているのは各大学の校費と光熱水料の前前年度の決算額の0.03%の負担額である。物件費の伸びは増えてはいるが、比較的少ない。しかし国大協の活動は盛んになっており、学長以外の教官委員、専門委員の出張旅費は国大協で支払うことになっており、また、国大協の事務職員の数は10名程度で相当多忙であるが、給与はかなり低い俸給で働いてもらっている。それにしても、公務員の給与基準の引き上げに準じた上昇をしなければならないということから赤字財政になっている。それを出版物などの頒布手数料等で辛うじてやりくりをつけてはいるが、会費を値上げせざるを得ないということで、来年度から現在の0.03%を0.04%に上げるということにつき総会の承認を得た。なおこれについては文部省の承認を得た上でなければ実施しないことになっているので至急折衝する予定になっている旨説明があった。

以上が今総会の議事の概略であるが、その後国立大学長懇談会が開かれ、文部大臣のあいさつにつづいて自由討議が行なわれた。特に大学

改革の問題については、実施の段階になると多くの障害があって思いきった議論はできないこともある。しかし各大学とも大学改革の問題については今後ともしんげんに続けなければならないという意見であった。なお最後に東京大学の改革は一部の新聞に打ち切りになったというような記事がでたが、打切ったのではなく、今後も引き続いて検討を続けていくつもりである旨報告があった。以上で会長のあいさつを終った。

つづいて、事務局長から、本日の代理出席者として東京教育大学から青村庶務課長、横浜国立大学から関沢経理課長が出席された旨紹介があった。

つぎに会議に先だち、東京農工大学事務局長森岡良夫氏には去る11月11日に急逝され、11月13日に葬儀が執り行なわれたので当協会からも弔電を送った旨報告、一同哀悼の意を表した。

今回の総会においては、会長のあいさつにもあったように特に重要な問題もなかったが、29日に開かれた学長自由討議および文部大臣との懇談会において出された意見のなかに重要な事項もあったように思われるのでその点の要点を説明したいが、その前に配付資料についての説明をしたいと述べ、丁子事務局次長より配付資料の説明があった。

つづいて、第51回総会の概況についてつぎのとおり説明があった。

第1日11月28日(火)午前10時～午後5時まで

1. あいさつ、その他

- (1) 会長あいさつ
- (2) 代理出席者はつぎのとおりであった。

金沢大学	黒田文一	医学部長
東京工業大学	志田正二	理学部長
岡山大学	長谷川繁夫	理学部長

(3) 日程について

去る10月6日開催された理事会において、今回の総会の日程について協議した結果、別紙資料3により運営することになり、この日程によって行なわれた。

2. 会務報告

(1) 前総会以降における学長の交替についてつぎのとおり報告があった。

大学名	旧	新
茨城大	関 誠一	市村 正二
埼玉大	和達 清夫	石田 寿老 (事務取扱)
名古屋工大	森島宗太郎	佐野 幸吉
三重大	岩本 喜一 (事務取扱)	榊原 慎吾 (事務取扱)
大阪教育大	高橋 陸男 (事務取扱)	高橋 陸男

(2) 副会長および委員長の選任について

和達副会長が退任されたので、去る9月4日に理事会を開催し、加藤東京工業大学長が副会長に選任され、これに伴って欠員となった第6常置委員長の後任には、都留一橋大学長が去る9月26日の第6常置委員会において互選され、また、和達前副会長が委員長であった入試期特別委員会委員長には、同特別委員会において加藤副会長が互選された。

(3) 前総会以後の主な事項の報告と追認について

(ア) 要望書の提出について

- ① 昭和48年度予算に関する要望書（会報第58号43頁参照）
- ② 外国人教師の処遇等の改善に関する要望書（会報第58号44頁参照）
- ③ 大学図書館の振興についての昭和48年度予算に関する要望書（会報第58号46頁参照）

以上3件の要望書の趣旨・概要につき事務局長より説明があり、つづいてこれらの要望書の立案および提出の時期等についてあらかじめ会長および委員長に一任する旨の了承を得ていたが、去る10月6日開催の理事会において、これについて協議決定され、10月9日に加藤会長、後藤第5常置委員長、都留第6常置委員長が同道され、文部省では村山事務次官、それに木田大学学術局長、井内官房長、三角会計課長同席の場で、また大蔵省では吉国事務次官、辻主計局次長同席のもとでそれぞれ面談し説明のうえ要望した。なお、これらの要望書については各委員長より総会に説明があり、それぞれ承認された。

(イ) 昭和48年度大学卒業予定者の就職推薦選考開始時期等について（会報第58号57頁参照）

このことについては、去る10月25日大学関係8団体の連名をもって例年どおり申し合わせを行なったが、本年は特に企業側においてもこれをじゅん守するよう緊急に特段の措置を講ぜられたい旨を文部大臣、労働大臣および経団連、日経連、日商会、経済同友会、全国中小企業団体中央会の5団体の各代表者に対し要望書を提出した（会報第58号58頁参照）。これは10月25日午前中に、文部、労働両大臣が経済諸団体各代表者とこのことについて懇談を行なうことになったので、これに間に合うよう同日付をもって申し合わせならびに要望を行なったものである。なお、以上の就職時期に関する申し合わせと要望書については、総会に報告され追認された。

(ウ) 大学改革の問題に関するアンケートにつ

いて

このことについては本年6月開催の第50回総会の決議により行なうことになった大学改革の第3次調査研究について、その後大学運営協議会の各研究部会において大学改革の問題点に関するアンケートについて検討され、去る9月4日の大学運営協議会においてその成案が決定されたので、9月13日付で各大学長宛アンケートを行なった。

なお、このアンケートに対する各大学のご意見は、大部分は集っているが、まだ未回答の大学におかれては、つぎの作業の関係もあるので至急ご提出を願いたい。また、これについては研究部会において各大学のご意見に基づき「大学改革に関する調査研究報告書」案をとりまとめ各大学のご意見を伺う予定であるのでご了承のうえご協力願いたい。

(エ) 西ドイツとの国際交流について

去る8月18日および10月9日の2回にわたり西ドイツのDAADのSchulte教授およびRumpf教授の来訪があったが、その際先方から日本と西ドイツとの国際交流のため国大協から約6名を招待したい旨の申し出があり、このことは今後返礼的な意味で西ドイツから当方への招待についても当然考慮すべきことであるので、この点につき文部省へも相談しているとの報告があった。

(オ) 国立大学協会会館増築について

国大協の会館増築については、その後各大学の分担金ならびに寄付金によって工事が進行中であり、1月末までには完成する予定である。

(カ) 文部大臣との懇談会について

去る8月7日ならびに9月4日の2回にわたり、稲葉文部大臣、内海政務次官、村山事務次官を中心に文部省幹部と加藤会長、前田・加藤両副会長、宮島理事、都留理事、清水医学教育に関する特別委員会委員長および鶴田事務局長が出席して共通第1次入試その他当面する諸問題について懇談を行なった。

(キ) 大学基準協会との懇談会について

去る8月21日大学基準協会主催の同協会作業にかかる「大学入学試験制度改革に関する報告」の説明会に、当協会から谷田第2常置委員長、川村入試調査特別委員会委員および鶴田事務局長が出席して基準協会案を中心に入試問題について懇談を行なった。

(ク) 日教組大学部会との会見について

去る7月15日および11月15日、日教組大学部会よりの申し入れにより、畠山部長その他に加藤会長・加藤(六)副会長ならびに鶴田事務局長が面談し、教職員の待遇改善ならびに入試改善の問題その他について意見交換を行なった。

3. 議 事

(1) 会費の増額について

初めに事務局長より、国大協の会費の増額については、事務局長の幹事会に諮ったうえで文部省の承認を得るという手続をとっていたが、会長との打合わせにおいて会長より、事務局長が事務連絡会議において詳細に説明し、あわせて幹事会の了承を得ることにはどうか、ということでもあったので、この席で詳細に説明申し上げてご承認を願いたいと別紙配付資料71、72、8、15によって、つ

ぎのとおり説明があった。

現在の会費は昭和45年度に定められたものであるが、当時に比し昭和47年度においては、とくに歳出の面で、学長以外の委員の会議旅費、諸給与その他の経費が約600万円増額し、歳入の面で約200万円（会費自然増収）を増加しているため差引約400万円の経費が増加しており、これが対策として予算の節約、印刷物の頒布収入等により不足分をまかなって行く予定であり、万一不足分を支弁できない場合は、歳出の一部を翌年度払いとせざるを得ないのが現状である。

なお、昭和48年度においては更に経費の増加することが予想されるので、昭和48年度において、別紙（資料8）により「会費の基準」のうち決算額による会費の0.03%を0.04%に改め、会費を400万円程度増額しなければならないのでご承認願いたい。また、「会費基準」第3号ただし書の規定は、この規定により前年度に比し50%を超える場合の実例が乏しく、同号ただし書を存置する格別の理由がないので、この規定は廃止したいのであわせてご承認を願いたい。

つぎに、雑収入というのは、当協会から発行する出版物を各大学で購入していただき、それによる収入である。これは年度始めから出版が確定的に予定されるものではなく、各委員会の調査研究の成果如何によるものであるため、これによる収入は極めて不正確なものである。当協会の財政は不健全な財政で運営されている。これを少しでも健全財政に近づけるには会費の増額をはかる外にない（また、これについては別紙配付の資料により、現在の会費を決めた45年度と47年度の対比につき詳細に説明があった）。

なお、この会費増額については、文部省の承認を得る等の手続を完了した上で実施する予定であるので、この点ご了承を願いたい。と諮り、これに対し事務局長側から昭和45年度の本会議において、会費増額の案件は、事前に事務局長幹事会に諮り審議を経たうえで、総会、事務局長連絡会議に提案し承認を得ることにするという了解事項になっていたが、今回は幹事会の事前審議は行なわれなかったため、本日の連絡会議においてそのこともあわせ、また、今後の取扱いについてもここで確認したうえで承認することにしてはどうか、と意見が出され、鶴田事務局長から幹事会を事前に開かなかった理由を説明し、今後はその趣旨によって幹事会を開くようにすると述べ、その後2、3の質疑応答があり、今回はやむをえなかったとして了承された。

(2) 国立大学協会会館の増築は1月の末には完了する予定である旨報告。

○ 文部省との事務連絡（午後1時より）

初めに木田大学学術局長より、文部省としての当面する問題につきつぎのとおり説明があった。

1 昨日、国大協の会議に文部大臣も長時間出席され、別紙配布の「国立大学長懇談会文部大臣あいさつ」とおりあいさつがあり、それについで各学長からも忌たんのない意見開陳があり、文部省との間に有意義な意見の交換が行なわれた。これからは大学と文部省との間には率直に話し合いができるようにしていきたい。なお補足的に

(1) 大学改革の進め方について

筑波のように、東京教育大学を母体にして新しい大学のイメージを大学の関係者とともに見出そうとしている。筑波の例に

よることなく新しい大学の理想像があったら相談を持ち出してもらいたい。そしてそれには事務局長も従来以上に勉強してもらいたい。来年は幾つかの大学に補助金をつけて総合的な大学改革の検討を願っているが、それについても事務局長としては、大学学術局と接触を十分にとってもらいたい。教官の会議で検討していることだから事務局長ではわからないということのないように配慮されたい。

(ロ) 就職の問題について

就職時期の問題は、学生部の所管事項であるから、ということだけでなく、事務局長としては学内の秩序が保てるように学生部に対するインフォメーションの伝達と学内の就職問題に対する姿勢ということについての心構えの程をお願いしたい。

(ハ) 入試の改善に関する問題について

昭和48年から実施される新しい学習指導要領による高校生が51年度から入学してくるが、それに伴う大学入試そのものの改革を進める。それとともに従来行なわれている入試そのものの改善の問題については国大協の関係者とともに進めていきたい。この課題についても事務局長におかれては、大学行政の一面として考慮されておかれたい。

(ニ) 学園秩序の確立について

この問題については配付資料の文部大臣のあいさつのなかにも触れてあり、また昨日の懇談会においても活発に意見の交換が行なわれた。この問題は学園だけで努力しても解決される問題ではないことはよくわかるが、学園が、静かな学園として勉強できるふん囲気になるように協力されたい。

(ホ) 予算について

今年も予算決定の時期になったが、予算にはその年度における国の政策的な大きな流れがあると思う。したがってその年によっては日の当たるところもあり、当たらないところもあることはやむをえないことではないかと思う。しかし、各大学の事務局長はそれぞれの大学における全財政の責任を背負って文部省の担当部課と折衝されるのであるから、担当官としては、何等かの面において公平であるようにしたいと配慮している。そこで文部省から担当官が各大学にお伺いした際には、事務局においてできるだけ教官とも直接接合できるような配慮の面についてもお考え願いたい。

(ヘ) 大学課より事務連絡（川村大学課課長補佐）

概算要求で、純新規関係事項が、すでに大蔵省に要求してある事項のうち、振り替え財源の事項がある場合は12月5日までに文部省に連絡されたい。（場合によっては電話連絡をして、後で文書をもって通知されたい。）

以上で、文部省との事務連絡を閉じ、同省関係官退席し、その後午前に引き続き午後2時より国大協の事務連絡会議を再開。（3. 議事の続き）

(3) 全国共通第1次試験について

かねて入試調査特別委員会が検討していた全国立大学における共通第1次入学試験の可否、方法等の中間まとめを先般来各学長に報告し、これについての意見をアンケートしてその回答も既に大部分の大学から寄せられている。これに関連してその調査研究のための経費を文部省が昭和48年度予算に計上するこ

とになったいきさつについて前田委員長より別紙資料 7₁, 7₂ によって報告を願ひこれについて総会のご意見を伺ひ、承認を得たものである。

(4) 第52回総会の期日・会場等について(資料9)

次回総会は文部省招集の学長会議等の関係をも考慮し、つぎのとおり開催される予定である。

日 時

昭和48年6月19日(火)第1日 総会
20日(水)第2日 午前 常置委員会
午後 総 会
(21日(木)文部省学長会議)
22日(金)事務連絡会議

会 場

国立教育会館

(5) 各常置委員会・特別委員会報告について
鶴田事務局長より、つぎのとおり報告があった。

○ 第1常置委員会

大学院問題に関する見解(案)と格差是正に関する委員会報告があった旨報告

○ 第2常置委員会

高等学校から大学入試に際し提出される調査書(内申書)の取扱について検討中であるが、各大学における現在の調査書の取扱状況につきアンケートをとり、目下その集計中である。なお、身体障害者の大学進学については現に実績のある大学に対して実状を照会し検討中である旨報告があった。

○ 第3常置委員会

「教官と学生とのコミュニケーションに関するアンケート調査」集計報告があった。つぎに、昭和48年度卒業予定者推薦選

考開始時期等について数回にわたって関係機関との懇談会を開き事務系・技術系とも7月1日より推せん事務を始めることになり、なお今回はその実効を期するため強い申し合わせがなされた旨報告があった。

○ 第4常置委員会

授業中の学生災害補償の問題について、各大学における実状調査のアンケートを出している。

○ 第5常置委員会

外国人教師の処遇改善に関する要望書を提出した。なお、西ドイツとの国際学術交流について検討を続けている。

○ 第6常置委員会

昭和48年度予算に関する要望書を提出した。つぎに教官等待遇改善の問題を検討中である。

○ 教員養成制度特別委員会

「教員養成制度に関する調査研究報告書」を別紙資料10のとおりまとめた。

○ 入試調査特別委員会

「全国共通第1次試験に関するまとめ」のアンケート回答状況につき報告し、また文部省より示された共通第1次試験に関する調査研究資金の受入れについて今までの経緯を報告し、了承を得た。

○ 入試期特別委員会

入試期(第I期・第II期)組替えアンケート回答および入試期日繰上げアンケート回答の分析について報告があった。

○ 教養課程に関する特別委員会

一般教育と教養課程並びに外国語教育及び保健体育に関する実情調査報告をとりまとめ、各大学へ送付し参考資料としてもらうこととした。

○ 図書館特別委員会

大学図書館振興についての要望書を提出した。

○ 医学教育に関する特別委員会

医学教育改革の問題点について検討中である。

○ 教職員の厚生等に関する特別委員会

保育所問題と公務員宿舎の問題についてはさきに文部省に要望したがその後の進捗状況と昭和48学年度の見込みについて文部省関係官から事情を聞き善処方を依頼した。

○ 研究所特別委員会

研究所に関する問題点について検討中である。

(6) その他

つぎのような問題点をとりあげ意見の交換があった旨報告された。

○ 大学改革の問題

○ 教養部のあり方の問題

○ 教育・研究組織の問題

○ 学長選挙の問題

○ 筑波新大学の問題

○ 高等教育懇談会について

○ 授業料値上げの問題について

(7) 学長懇談会について

11月29日午後開催の学長と稲葉文部大臣、村山事務次官、木田大学学術局長その他の文部省関係官を交えた懇談会においては別紙「国立大学長懇談会文部大臣あいさつ」に提起された課題を中心に意見の交換があった。

以上の報告をもって第18回事務連絡会議は午後3時終了した。

(5) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和47年11月13日(月)午後1時30分
～5時30分

場所 東京大学附属図書館集会室

出席者 宮島委員長

船山, 加藤(陸), 奥野, 藤岡, 山田,
岸田, 戸田, 倉田, 外山, 高良各委員
下沢, 白田, 渡部, 安盛, 遠藤, 浅野
各専門委員

宮島委員長より、開会の挨拶があったのち、つぎのとおり新専門委員の紹介があった。

千葉大学教授 白田貴郎

東京学芸大学教授 大嶋三男

横浜国立大学教授 遠藤輝明

前回(47. 9. 29)議事要録を朗読し、別紙のとおり一部字句の修正があり、承認された。

1. 格差是正に関する問題について

藤岡委員より、この問題はどのようにすれば格差を是正することになるのかむずかしい問題である。これについて小委員会を設け検討してもらい、別紙「大学格差是正小委員会報告」のとおり問題点をまとめてもらったので、これにつき本委員会でご審議願いたいと述べ、つづいて渡部専門委員より、「大学格差是正小委員会報告」にもとずきその概要の説明があったのち、事務局においてこの報告書を朗読した。

ついで、委員長より、この問題は大学院に関する問題とも非常に関連のある問題である。これを国大協の問題としてどのような形で取りあげ今後進めていったらよいか。また、総会にはどのように報告したらよいか審議されたいと述べ、つづいて出された主な意見はつぎのとおりである。

- 格差是正の問題は、大学間の格差の前に学部段階での格差の問題がある。本委員会で論ぜられる格差の基準がどこにあるのか明確でない。
- 格差是正の問題は、新制大学ができるとき大学院をどのように置くかの問題から出ている。
- 大学院を置く大学と置かない大学とで予算に差がある。大学院経費の積算は別にたてることをこの報告書に付記すべきではないか。
- 施設の問題は、第6常置委員会の検討事項であるので、専門委員会では検討していない。しかし学生数の問題と関連があるので、その点は報告に補足してもよいのではないか。
- 格差是正の問題の根底は、各大学の研究条件に差異がないようにしたいということであった。それは単なる学部のレベルアップだけの問題でなく、いずれの大学も修士課程までは置ける条件にするということである。
- 修士課程のある大学を基準にして、予算・施設を充実するということが国大協の姿勢であったのではないか。
- 教育系大学は特殊な事情もあるので、この格差是正の問題に含めて論ずることは適当でない。
- 分校のこともについても問題がある。これは格差かそれとも組織の問題かが明らかでないが、できればここでの格差是正の問題の中に入れて検討願えないものか。

以上の意見が出されたのち、委員長よりこの格差にはなお多くの問題があるが、今回は現行制度のもとで実現可能な問題にしぼって小委員会において検討を重ね、別紙報告のとおりまとめたものである。これをどのように取り扱うか

について諮り、11月20日までに委員長および渡部専門委員で本日出された意見を考慮に入れて報告書を修正のうえ、事務局に送付し、11月の総会には、第1常置の小委員会の中間報告の形で報告することにした。

2. 大学院に関する諸問題について

これについては、委員長より、専門委員会において3班に分れて部門を分担し検討され、その結果を別紙配付資料のとおり一応班の意見のとりまとめをしたが、いまだまとまった意見ではないと報告があった。つづいて各担当の専門委員から報告願いたいと述べられ、

(1) 大学院の目的・性格について 遠藤専門委員

(2) 履修方法、入学資格について 安盛専門委員

(3) 学位制度について 渡部専門委員

より、それぞれ別紙資料に基づきその概略の説明があった。

つぎに委員長より、大学院の問題は結局のところ去る昭和42年6月に第1常置委員会においてまとめた（〔部内限〕の「大学院設置基準をめぐる所見」）に関する参考資料に述べてある問題点が現在でも大体において生きている。今回はその他に連合大学院の問題を考えるかどうかであり、格差の問題とも関連のある問題である。文部省は学部と切り離して大学院の設置基準を設けようとしているが、まだ、大学院設置審議会大学基準分科会の「大学院および学位制度に関する専門委員会における審議の概況について」の報告には出ていない。今後の進め方であるが、なお引き続き専門委員会において検討を願い、11月の総会には、本日本までの審議状況の報告にとどめたい、と述べ了承された。

3. 技術系職員の処遇改善について

さきに、加藤（東北大）委員より提案があったこの問題については、後日小委員会を設けて検討することとした。なお、この検討のすすめ方については、次回の委員会で協議することとした。

（6）第2常置委員会議事要録

日時 昭和47年11月27日（月）午後1時30分
～3時30分

場所 学士会分館3号室

出席者 谷田委員長

実方、石原、小山、長崎、佐野、高橋、菅、山岡、黒田、中村各委員
肥田野専門委員

谷田委員長主宰のもとに開会。

まず、前回（47. 10. 27）の議事要録の朗読があり、同要録の「2. 身体障害者の問題について」の今後の進め方の意見に「全国共通第1次試験が行なわれることになれば身体障害者のことについても考えなければならない。」を追加することにして承認された。

1. 調査書についてのアンケートのとりまとめについて

委員長より、「調査書についてのアンケート」の回答がほぼ集ったので、計数部分は小西、記述部分は肥田野専門委員分担で資料を作成し、専門委員会でまとめ別紙のとおり提案があったので、これについて担当の両専門委員より報告願いたいと述べたのち、小西専門委員欠席のため肥田野専門委員より別紙資料に基づきその概略の説明があった。

つづいて、つぎのような意見が出された。

○ 全体としては、かなり重視していることが

みられるのではないかと。

- もう少し大まかにまとめて総会には報告する方がよいのではなかろうか。
 - 調査書は、大体において利用されているが、その程度は、参考にする程度に過ぎないのではなかろうか。
 - 利用されない方からの理由は、計算ミスがあり、あるいは必要事項の記入がないなどから信頼性が乏しい。また地域差・学校差があり、その点の調整ができないなどが考えられる。
 - しかし調査書を重視する方向で検討するという意見がでてきていることは、今後の方向を示しているものとみられるのではなかろうか。
 - 今の調査書は、非合理的であるから、活用することはできない。利用ということも広い意味のことであれば今でも利用しているといえるのではないかと。
 - 高校の現場の教師からは、調査書が重視されることには反対の意見があり、高校長会議では重視してもらいたい意向である。
 - 国大協で、調査書を重視するといっても、高校側でそれだけの用意ができるかどうか疑問である。
などの意見が出されたのち、①この問題の報告書につき小西、肥田野両専門委員のもとで、本日出された意見も考慮に入れ、別紙資料に基づきその案文を作成する。②明日の総会には、委員長より今までの審議過程と問題点を大まかにまとめて中間報告をすることにした。
- ### 2. 身体障害者の問題について
- 委員長より、この問題の今後の進め方については、私がしばらく海外出張するので、帰国後に決めたいが如何かと諮られ、了承された。
- ### 3. その他

○ 高等学校学習指導要領の改訂に伴う学力検査実施教科・科目の範囲について（案）

委員長より、別紙配付資料に基づきその概略の説明があった。（11月30日正式決定する予定なのでそれまで発表しないこと）

（7） 第3 常置委員会議事要録

日 時 昭和47年11月11日（土）午前10時～午後1時

場 所 国立教育会館第6会議室

出席者 広根委員長

松本、福井（代、中尾）、綿貫、富山、池田、後藤、山田、平 確井（代、広戸）、飯島（代、今井）、葛西、永松各委員

栗冠、倉石、三島各専門委員

開会に先だち、委員長よりつぎのとおり代理出席者の紹介があった。

福井委員代理 中尾学生部長

確井〃〃 広戸文理学部長

飯島〃〃 今井学生部長

ついで、前回（47. 6. 20）議事要録の朗読があり一部字句を修正し、承認された。

広根委員長より、審議に入る前に①先に要望書を出したサークル部室の問題については、その後文部省においても大蔵省に対する概算要求に努力されているが、今後も国大協としては機会ある毎に文部省に対し要望を続けていきたい。②昭和48年度大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期等については、就職問題に関する懇談会が例年のとおり開かれ、いわゆる青田買いの問題について検討され来年度も就職事務は7月1日から開始することになり、なお、この申合わせの実効を期することを確認し、各

大学に対してこの趣旨の徹底をはかることとし、別紙配付資料「大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期等について（通知）」のとおり会長より各国立大学長宛に通知がなされた旨の説明があった。これについてつぎのような意見が出された。

○ 青田買いの問題は大学だけでなく、中学・高校にも盛んになりそうなので、今年文部大臣と労働大臣との協定した形で経済諸団体に対し申し入れをするということになった。

○ 推薦開始時期の申し合わせは、一流大学にはそれ程困難な問題ではないと思うが、地方大学においてこれを守ることは深刻な問題である。

○ これは職業選択の自由権に関するむづかしい問題で、この申し合わせは、大学としては就職事務は7月1日以前には行なわない。推薦は10月1日以降に実施するという意味のことである。

○ このことは、民間企業体の大・中・小会社の間にも、同様の問題があるのではなからうか。

○ この問題は、国会でも問題になり、国としても放置しておけないので、本年は、文部、労働各大臣が閣議にも了解を求め、経済諸団体に働きかけ自粛を求め、大学団体にも趣旨徹底を期待している。

○ 「教官と学生とのコミュニケーションに関するアンケート（回答）のとりまとめについて」委員長より、この問題については何回かの小委員会を開いて検討された結果、別紙配付資料のとおりまとめてもらったので、本日はまず各担当の専門委員より説明願ひ、その後で審議願ひたいと述べられ、ついで、倉石専門委員より全体的な要点について説明があ

り、続いて各専門委員より別紙資料に基づき、それぞれつぎの担当項目についてその概要の説明があった。

I 全般的問題 山田委員

II 組織・制度 永松委員

III 施設 三島専門委員

IV 学生相談 倉石専門委員

V 行事 倉石専門委員

37問（大学の自由な意見について）綿貫委員
ついで、各設問毎に検討し、別紙のとおり加筆修正をして、11月の総会に報告することにした。

(8) 大学卒業予定者就職問題打合せ会要旨（文部省主催）

日時 昭和47年11月24日（金）午後2時～4時

場所 文部省第2特別会議室

出席者 文部省 遠藤学生課長他

国大協 富山東京水産大学長、鶴田事務局長、丁子事務局次長

公大協 中山理事

私大連 山本事務局長

私大協 柴田二松学舎大学教授、三井事務局長

私大懇 古賀事務局長

国短協 松島事務局長

公短協 安藤事務局長

私短協 欠席

遠藤学生課長の司会により開会。

- 先ず同課長から、「青田買い防止最近の動き」（総会配付資料14）に基づき、去る10月25日付今回の申し合わせを行なった以後の大学側、政府側、経済団体側の動きについて、

逐一説明があった。とくに去る11月20日開催の中央雇用対策協議会は、以上のしめくりの意味もあって主要産業35団体の決議が別紙（総会配付資料14）のとおり行なわれた旨報告があった。

政府レベルとしての予定の会合は、これをもって終わり、今後は労働省が主体になって企業の動きを見守ることになっており、また文部省としては、例年どおり近く各大学ならびに全国主要事業所（4～5,000会社等）に対し、申し合わせの趣旨ならびに協力方を要請する予定である。それには経済界の動きが例年とちがうことにもぜひ触れたいとのことであった。

- 次に銀行協会等が、就職選考は7月1日以降を遵守するとしながら、学生の企業訪問の受け、就職説明会、就職案内の送付等の求人活動は、5月1日以降と申し合わせ、その間に2ヶ月のズレがあるように見えることについて、加盟大学や学生等からの問い合わせがあった場合、各大学団体間に不一致がないように話し合っておきたい旨の提案があり、種種意見を交換したが、その主なものは次のとおりであった。

- ① 大学としては、青田買いの弊については今更言うまでもないが、就職説明会等のため早くから授業の欠席者が目立つ等授業計画が乱されることは困る。
- ② 企業側に望みたいことは、求人活動は個人的にやらず大学を通してやって貰いたいと言うことだ。
- ③ 理想的にはそのとおりだが、今まで全く乱れていた求人秩序の回復を、この際一挙に求めることには実際上無理があるのでないか。

- ④ 5月1日以降と明確に申し合わせたことだけでも、寧ろ数段の進歩として、暫定的には黙認せざるを得ないのではないか。
- ⑤ しかし、将来は7月1日以降開始の線に近づけさせるよう努力すべきであろう。
- ⑥ 来年度については、来年5月以降の実情によって対策を講ずるほかはあるまい。
- ⑦ 企業の方からの大学に対する要望をきくと、学生に対しては5月1日以前には企業訪問をしないように周知させて欲しいというのと、ゼミ教官等も期限以前に個人的な資格での推薦状などを持参させることはしないで欲しいということだった。
- ⑧ 大学側としては、内定した学生を申し合わせ違反だからとして、卒業を認めないというところまでは行けまいし、企業が申し合わせを守ってくれさえすれば、学生の違反行為も自らなくなることになる。ただ教授会などで、期限以前に個人的な推薦状を出すことは自粛して貰うことは可能でもあろうし、またその程度までが大学として出来る限界ではないのか。
- ⑨ 企業が折角このような動きを示しているときに、大学が抜けがけのそしりを受けることのないようにしたい。
- ⑩ 大学側としては、どんな企業がどんな申し合わせをしたかを知っておきたい。
- ⑪ 文部省で労働省とも連絡をとって、今後とも業界の動きなどを知らせるようにしたい。

(9) 大学卒業予定者就職問題懇談会要旨(文部省主催)

日 時 昭和47年12月26日午後2時～4時

場 所 文部省大学学術局会議室(3階)
 出席者 文部省 遠藤学生課長、岡田課長補佐
 緒方補導係長
 国大協 鶴田事務局長、武田事務局員
 公大協 欠席
 私大連 鉄井就職問題委員長、川副同
 副委員長、山本事務局長
 私大協 柴田就職問題委員長、三井事
 務局員
 私大懇 古賀事務局長
 国短協 松島事務局長
 公短協 安藤事務局長
 私短協 下河辺事務局員

遠藤学生課長司会の下に開会。

初めに学生課長より、その後の情勢について説明があり、今回は私大連の提案があり開催することになった旨のあいさつがあり議事に入った。

○ 私大連提案の問題について

私大連鉄井就職問題委員長より、金融関係では掲示等で5月1日以降に学生訪問はして頂きたい旨がはってあるが、前回の申し合わせをさらに強固に推進するためポスターを作成し、団体名称等を記して各大学にさらに要望してはどうかと考えて提案したものである。旨の提案理由の説明があった。

ついで、各大学団体より①時期的な問題②懇談会の性格の問題③ポスターの文句の問題④ポスターの作成費等の問題等について総合的に討議が行なわれた結果

- イ) 今までになく画期的に取上げられたこと。
 ロ) ポスター等の作成で懇談会のメンバーを連記しても意味がなく、また細かい点までするのは会の性格上難しい。
 ハ) 各大学によって実情が違っているので、その点は

各大学の自主的なものにまかせる。等の意見が出され、結局私大連は提案を取り下げることで話し合いがつき、今回は静観することとした。

なお、その他に申し合わせ以降のも勢についても話題になった。

(10) 第4常置委員会議事要録

日時 昭和47年11月6日(月)午前10時～午後1時30分

場所 学士会分館3号室

出席者 池田委員長

村尾、金森、白濁、安田(代・遠藤)、相磯、清水、鐘ヶ江、榊原、宮田、増尾各委員

小路専門委員

池田委員長主催のもとに開会。

前回(47.10.6)委員会議事要録を朗読、承認された。つづいて学生の災害補償の問題については原則としてどのような建前で考えていくか、全額国庫補償の方法でいくか、共済あるいは保険制度的なものにするかの二つの考え方が出され前回まで審議してきたが、今のところ本委員会としての統一した見解には至っていない。なお、この問題に関しては他の機関のある程度の調査資料はあるが、国大協の資料は乏しいので、この際に調査をして資料を集める必要がある、これについて理事会の承認を得ておいた。つぎに、この問題は、現実に起きた災害だけに限るか、後遺症も含めて考えるか、また正課中における災害に限るか、課外活動の場合もあわせて解決すべきかどうかの問題もあるが、いずれにしても、これらについて検討する資料がそろっていない。そこでまず各大学に起きた

学生災害問題の現状を調査してみる必要がある、本日はそのアンケート案を配付してあるので、それについてご検討願いたいと述べ、配付資料の説明につづいて、委員長提出の別紙資料「正課中における学生の災害事故者に関する調査票(案)」の検討に入り、別紙のように補足修正のうえ承認され、早急に各大学に照会することとした。

(11) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和47年12月25日(月)午後2時～5時

場所 国立教育会館5階第5会議室

出席者 加藤会長

後藤委員長

市村、博田、越村、桜場、芦田(淳)、

井上、芦田(譲)、日高各委員

白倉、新堀各専門委員

説明員 文部省 渡辺高等教育計画課課長補佐
中村国際学術課課長補佐

○ 西ドイツへの国大協招待について

初めに、委員長よりDAAD〔ドイツ学術交流事業団〕が国立大学協会の海外学術交流関係者の中から6名程度を同国へ招待したいという申出があり、前回の委員会で討議の結果、大体において招待に応ずる希望であるが、10月中旬加藤会長が先方のRumpf教授と会談の際、第5常置委員長も出席して、この事業団の事業内容・運営方法・具体的な実施方法などを聞いた上で第5常置としての結論をまとめることになっていた。その後両者の間で折衝中のところ別紙のとおり西ドイツ大使館より招待があったので、本日は正式にこの招待に応ずるかどうか、また応ずるとすればその具体的な実行方法や返礼的な日本への招待のこと等について意見の交換を

してほしいと挨拶があった。

ついで、この問題について質疑応答や意見の交換があったが、その主なるものは、つぎのような点であった。

- この問題は、文部省で検討してもらって、正規のルートにのせてもらわなければならない。
- 外国との学術交流の問題は、学術振興会の事業に関連が深いので、同振興会との関係はどうか。
- 現在、文部省として外国との学術交流を実施している主なる国は米、ソ、英であるが、今回のこの種のもは西ドイツが初めてである。将来は、このような交流をすすめることはよいことと思う。
- 今回は、政府として交流をするのかどうか
- 西ドイツとは文化協定がすでに出来ているので、政府レベルでの交流は可能なものと思われる。
- 学術振興会の事業は、その趣旨とかなり違うので、多少の問題もあるようだ。そんなことを考えるとこの問題は、文部省が主となった方がむしろ適当と思う。場合によっては両者共同でもよいと思う。
- 政府間で折衝するとすれば、文部省が中心となるべきだ。
- 文部省で引受けるかどうかを本日決めることは無理である。
- 6名の人選の方法はどうするか。
- 人選は、できるだけ片よらないいろいろな学問分野から出すのがよい。また、出発前に持参する資料を予め用意する必要がある。

同会長より別紙メモにより、DAAD会長シュルテ教授およびパウワー氏との会談の模

様と経過について報告説明があり、続いて意見の交換を再開。

- 先方を招待する場合は、学術振興会が主体となるものと思う。
- 先方が政府招待ならば、お返し招待も政府としたらどうか。
- 事務的なことは、文部省と国大協があたるのがよいと思う。
- 交流目的をはっきり予めきめておく必要がある、専門学術的なことなら学長より他の専門家が適当と思うが、今の段階では学長レベルで管理運営面的なものが主となるようだ。
- 往復旅費のことも予め確かめておく必要がある。
- 将来このような交流はどうなるか（今のところ不明で今後の話し合いによるものと思う）。

大略上記のような意見交換があって、協議の結果、本委員会としては正式に招待に応ずることを確認し、つぎのような考え方で今後具体的に実施の方法を検討することとした。

① 人選について

先方は学長を招待したいとのことであるので、会長、副会長のうちから2名、第5常置委員会から委員長と外に1名、外に理事の中から2名選んではどうかとの意見があったが、協議の結果、人選は会長と第5常置委員長に一任することとし、最終的には理事会の了承を得て決定することとした。

なお、選考の場合、専攻分野も考慮することとした。

② 日程について

先方の希望は、6月12日～7月1日（3週間）となっているが当方の都合は、5月中旬から3週間程度で6月中旬までに帰国できる

ように希望すること。

なお、滞独中両国間の交歓会を開く必要もあると思われるので、そのような点は外務省情報文化局文化事業部文化2課と折衝すること。

- ③ 視察する大学その他の場所を予め決めておくこと。
- ④ 次回委員会は、会長と第5常置委員長が来たる1月10日に先方と打ち合わせの結果、ある程度実施方法が具体的にまとまった時点で開催する。
なお、1月10日には、文部省から本日出席の中村課長補佐に出席をお願いすることとした。
- ⑤ 加藤会長より、3月末日で東大学長の任期が満了となるので、そのつもりで今後話をすすめてほしいとの希望があった。

(12) 医学教育に関する特別委員 会議事要録

日 時 昭和47年11月27日(月) 午前10時～午後12時30分

場 所 学士会分館3号室

出席者 清水委員長

白淵, 加藤(陸)(代, 鈴木), 相磯,
長崎, 北村, 中村各委員
松本, 吉利, 堀口各専門委員

清水委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、大学改革の問題に関連して国大協でも他の委員会では、すでに種々問題点をとらえて検討をし、一応の意見のとりまとめを行ないつつあるところが多い。医学教育改革の問題は特殊な要素があるので、別個に取り扱ったらどうかとの意見があつて今日まで何回

か本委員会で個々の問題点をあげ討議してきたが、全体的な意見のとりまとめは行なわなかった。

例えば医学部のあり方についても①医学部は総合大学の中に一つの学部として置くべきか、②医学関係だけを独立させるべきか、③病院だけを分離させるべきか等、大きな問題がある。今後本委員会としてもそろそろ全体的な意見のとりまとめを行なうべきときがきたと思うが、他の分野のように各大学にアンケートを出して調査をすすめるか、またはアンケートによらないで委員・専門委員に適当に分担していただいて原案をつくり、それを基にして検討するのがよいか。本日はまずこの点について意見を伺いたいとあいさつがあつた。

ついで討議に入り、つぎのような意見の交換があつた。

- 医学教育ということに限定してやるのであればまとまった意見が出ると思うが、国大協でさきに出された「大学改革の問題点に関するアンケート」のように、一大学を一つの意見にまとめるようなやり方では、まとまった意見は出てこないであろう。
- あまりに、医学教育の特殊性を強調するとなれば、医学部は独立することになる。
- しかし、医学部だけまとまることは、はたしてよいことだけであるのかどうか疑問である。
- 医学教育にとっては、総合大学の中にあるのがよいのか、単科大学がよいのかは十分検討を要する問題である。
- 医学部には、附属病院と医師の教育という他学部には見られない特殊性がある。この特殊性のある医学教育はどうあるべきか。一度は考えてみるべきではないか。

- 附属病院を切り離すことも考えられないことではない。
- 附属病院も地域社会の中にあるべきかどうかという考えもある。
- 医学部の教育は、基礎的教育に限定し、臨床教育は大学卒業後に病院において行なえばよいのではないかと、という意見もある。
- 医学教育そのもののあり方についての意見であれば、全国医学部長会議でまとめたものがあるから、それを参考にすればよいのではないかと。
- 臨床医学の希望者は増えるが、基礎医学の専門家になる希望者は減少している。これをどのように解決するか。
- 看護婦の希望者が少ないことも、附随的な問題として検討すべき課題である。

などの意見が出されたが、討議の結果各大学にアンケートして医学教育の改革に関する問題点をまとめる方策は適当でないとして、本日出された意見をとりあげて委員会としてさらに検討することとした。なお、今回の総会には、委員長より口頭をもって上記の検討状況を報告することとした。

次回委員会は2月頃開催することとした。

(13) 研究所特別委員会議事要録

日時 昭和47年12月13日(水)午後1時30分
～4時30分

場所 学生会分館7号室

出席者 加藤委員長

池田委員

宮木、柿内、鈴木、荒、積田、尾崎、

山田、河田各専門委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

前回(47. 9. 14)の議事要録を朗読し、一部字句の修正があって、承認された。つづいて、河田新専門委員の紹介があった。

1. 検討結果(中間報告)の提案について

委員長より、専門委員会において検討を重ね、そのまとめの中間報告が別紙のとおりあったので、これにつき鈴木専門委員より説明願ひ、それにつづいて検討をお願いしたいと述べたのち、鈴木専門委員より本日は専門委員会における検討項目のうち、1. 研究所問題審議の基本方針、2. 主要問題点、について中間報告をする。その他の検討項目については目下まとめを進めているから資料が出来次第改めてご審議を願ひたいと前置きして、別紙資料の作成過程ならびにその概要につき資料を朗読しながら説明があった。なお積田専門委員から別紙意見の説明があった。

これについてつぎのような意見が出された。

- 各専門委員は、それぞれの研究所の内容についてかなりよくわかっているのもその立場から意見を出しそれをまとめて提案したのであるが、国大協としての本委員会では今後どのように進められるのか伺いたい。本日は委員の出席も少ないようであるので、ここで検討するのは適当でない。できれば本日欠席の委員にもこの資料を送付し、内容を事前に検討願ひ意見をまとめられたうえで、殆どの委員が出席された委員会の場でご審議願ひたい。なお、つぎにできる資料は殆ど現実的な記述になるし、本日の資料が研究所問題の核心をなすものであるのは是非ご検討をお願いしたい旨の委員長からの依頼文をそえて送付されることが望ましいと思う。

- その他、附置研究所のあり方、共同利用研究所の問題、研究所と大学院との関係の問題

点ならびにそれらの表現上の疑義について意見の交換があった。

- 今後の進め方について諮りつぎのようにした。

本日の配付資料を欠席の各委員に、委員長より1月末には本日まで未整理の分もまとめてお送りする予定であるが、2月の半ばには委員会を開きたいので、それまでに今回の資料は、今後審議願う内容の核心となると思われるので、ご検討おき願いたい旨依頼文をそえて送付する。また、2月以降の予定については、その後に決めることにするが、場合によってははっきりしたものをつくって、11月の総会に諮ることも考えられるが、一応は次回の総会を目途としてとりすすめることとした。

- 次回の専門委員会を下記のとおり開くこととした。

1月30日（火）午後1時30分～5時
 学士会分館1号室

11. 14	火	14時	研究所特別委員会専門委員会
11. 15	水	15時	日教組との懇談会
11. 18	土	10時	第2常置委員会小委員会
11. 24	金	14時	就職問題懇談会（文部省主催）
11. 27	月	10時	医学教育特別委員会
11. 27	月	13時30分	第2常置委員会
11. 28	火	10時	総会（第1日）
11. 28	火	12時	理事会
11. 29	水	10時	総会（第2日）
11. 29	水	13時	文部省との懇談会
11. 30	木	10時	事務連絡会議
12. 6	水	14時	文部省との懇談会
12. 8	金	16時30分	国公私立団体懇談会
12. 13	水	13時30分	研究所特別委員会
12. 22	金	10時30分	第6常置委員会給与問題小委員会
12. 25	月	14時	第5常置委員会
12. 26	火	14時	就職問題懇談会

2. 諸 会 合

月 日	曜 日	時刻	会 議 名
11. 1	水	18時30分	文部大臣と各団体等の懇談会（文部省主催）
11. 4	土	10時30分	第1常置委員会打合わせ会
11. 6	月	10時	第4常置委員会
11. 6	月	15時30分	第1常置委員会打合わせ会
11. 10	金	13時	第1常置委員会打合わせ会
11. 11	土	10時	第3常置委員会
11. 13	月	13時30分	第1常置委員会

3. 第51回総会

国立大学協会事業報告書

（注） 第50回総会より今総会前まで

1. 諸会合（81回）

(1) 第50回総会

47. 6.19（月）第1日

6.20（火）第2日

(2) 事務連絡会議

47. 6.22（木）第17回事務連絡会議

(3) 理事会（2回）

47. 9. 4（月）理事会

10. 6（金）理事会

(4) 常置委員会 (27回)

イ) 第1常置委員会

(主要審議事項) 大学設置審議会大学基準分科会の「大学院および学位制度に関する専門委員会における審議の概況について」の問題点について種々協議した。また「格差是正」については小委員会を設けて協議した。

47. 6. 20 (火) 常置委員会

7. 12 (火) 小委員会 (格差是正)

9. 18 (火) 小委員会 (格差是正)

9. 25 (月) 専門委員会 (格差是正)

9. 29 (金) 常置委員会

10. 16 (月) 小委員会 (格差是正)

10. 17 (火) 小委員会 (大学院)

11. 4 (土) 専門委員会打合せ会 (大学院)

11. 6 (月) //

11. 10 (金) //

11. 13 (月) 常置委員会

ロ) 第2常置委員会

(主要審議事項) 各大学へ照会した「調査書についてのアンケート」のとりまとめについて協議した。また身体障害者の大学受入れの問題について検討した。

47. 6. 20 (火) 常置委員会

10. 27 (金) //

11. 18 (土) 小委員会

11. 27 (月) 常置委員会

ハ) 第3常置委員会

(主要審議事項) 各大学に照会した教官と学生とのコミュニケーションの回答について、アンケート調査集計報告をとりまとめた。また、来年度大学卒業予定者の就職推薦選考開始時期等について協議した。

47. 6. 20 (火) 常置委員会

9. 18 (月) 小委員会

10. 27 (金) //

11. 11 (土) 常置委員会

ニ) 第4常置委員会

(主要審議事項) 学生の災害補償に関する問題について審議し、そのアンケート案について検討した。

47. 6. 20 (火) 常置委員会

10. 6 (金) //

11. 6 (月)

ホ) 第5常置委員会

(主要審議事項) 単位の互換制の問題ならびに外国人教師の処遇等の改善に関する要望書(案)について協議した。また、西ドイツとの国際交流の問題についても協議した。

47. 6. 20 (火) 常置委員会

9. 2 (土) //

9. 14 (木) //

ヘ) 第6常置委員会

(主要審議事項) 昭和48年度予算の重点施策ならびに「昭和48年度予算に関する要望書」案を協議するとともに、教職員の待遇改善の問題について審議した。

47. 6. 20 (火) 常置委員会

9. 26 (火) //

(5) 特別委員会 (21回)

ア) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 医学教育改革の問題について審議した。

47. 11. 27 (月) 特別委員会

イ) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 大学図書館の振興についての昭和48年度予算に関する要望書案に

ついて協議した。

47. 8. 7 (月) 小委員会

9. 1 (金) //

9. 2 (土) 特別委員会

ウ) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 一般教育と教養課程並びに外国語教育及び保健体育に関する実情調査を総まとめして、最終報告書を取りまとめた。

47. 6. 28 (水) 保健体育懇談会

7. 17 (月) //

7. 26 (水) 特別委員会

エ) 研究所特別委員会

(主要審議事項) 研究所のあり方に関し、取りあげるべき問題点について検討し、そのとりまとめを進めた。

47. 6. 23 (金) 特別委員会

7. 25 (火) 専門委員会

8. 14 (月) //

9. 14 (木) //

9. 14 (木) 特別委員会

10. 31 (火) 専門委員会

11. 14 (火) //

オ) 入試期特別委員会

(主要審議事項) 各大学に照会した入試期日組替え方針(案)ならびに大学入学試験の実施期日繰り上げについてのアンケートのとりまとめについて協議した。

47. 10. 28 (土) 特別委員会

カ) 教職員の厚生等に関する特別委員会

(主要審議事項) 保育所の問題のその後の事情と公務員宿舎の充足状況等および勤労婦人福祉法について文部省より説明を聞き、意見交換を行なった。

47. 10. 23 (月) 特別委員会

キ) 入試調査特別委員会

(主要審議事項) 「全国共通第1次試験に関するまとめ」および、「基本構想により予想される各国立大学ごとの入学試験全体の様態(概要)」を協議決定し、アンケートを作成し、各大学に照会した。

47. 8. 28 (月) 特別委員会

9. 7 (木) 小委員会

9. 14 (木) 特別委員会

ク) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 「教員養成制度に関する調査研究報告書(案)」に対する各大学の回答を分析するとともに修正のうえ成案を得た。

47. 10. 20 (金) 特別委員会

10. 27 (金) 小委員会

(6) 大学運営協議会(18回)

(主要審議事項) 各研究部会において検討した「大学改革の問題点に関するアンケート」を総まとめして成案を得、各大学に照会した。

47. 6. 21 (水) 第2研究部会小委員会

6. 24 (土) 第1研究部会

7. 5 (水) 第2研究部会小委員会

47. 7. 10 (月) 第1研究部会小委員会

7. 11 (火) 合同研究部会小委員会

7. 24 (月) 第2研究部会小委員会

7. 28 (金) 第3研究部会

7. 29 (土) 第3研究部会

8. 3 (木) 合同研究部会

8. 4 (金) 第1研究部会

8. 11 (金) 第2研究部会

8. 12 (土) 第2研究部会

8. 18 (金) 第3研究部会

8. 19 (土) 各研究部会合同会議

- 8. 21 (月) 第3 研究部会
- 8. 24 (木) 第2 研究部会
- 9. 1 (金) 各研究部会合同会議
- 9. 4 (月) 大学運営協議会

(7) その他の会合 (10回)

- 47. 7. 15 (土) 日教組大学部会との会見
- 8. 7 (月) 文部大臣との懇談
- 8. 21 (月) 大学基準協会との懇談
- 9. 4 (月) 文部大臣との懇談
- 9. 6 (水) 入試問題について文部省
と懇談
- 10. 2 (月) 就職問題懇談会(文部省)
- 10. 19 (木) //
- 11. 1 (水) 文部大臣と各大学団体
長との懇談会(文部省)
- 11. 15 (水) 日教組大学部会との会見
- 11. 24 (金) 就職問題懇談会(文部省)

(注) 今期は新設大学拡充, 科学技術行政両
特別委員会の開催はなかった。

2. 要望書その他諸活動 (21件)

(対外的諸活動)

- 47. 6. 20 第50回総会の決議に基づき, 「大学
保健管理施設の増加, 充実について」, 「国立
大学共同利用研修施設設置に関する要望書」
「国立大学教官等の待遇改善に関する要
望書」ならびに「国立大学医学部学生定員増に
ついて」の各要望書を, それぞれ文部省, 人
事院ならびに行政管理庁等関係各方面に要望
した。
- 47. 7. 15ならびに11月15日, 日教組大学部会よ
りの申し入れにより, 畠山部長その他と加藤
会長, 加藤(六) 副会長ならびに鶴田事務局
長が面談し, 教職員の待遇改善ならびに入試
改善の問題その他について意見交換を行なっ
た。

47. 8. 7ならびに9月4日, 当面の大学問題に
関し稲葉文部大臣, 内海政務次官, 村山事務
次官を中心に文部省幹部と加藤会長, 前田副
会長, 宮島第1 常置委員会委員長, 加藤(六)
第6 常置委員会委員長, 都留理事ならびに清
水医学教育に関する特別委員会委員長が出席
して再度にわたり懇談を行なった。

47. 8. 18 加藤会長等が, ドイツ学術交流事業
団 Schulte 教授と会談し, また同10月9日ド
イツ大学長会議 Rumpf 教授と会談し, 西ド
イツとの国際交流のため国大協会員および西
ドイツの大学長の相互招待について意見交換
を行なった。

47. 8. 21 入試改善に関し大学基準協会よりの
要請により懇談会が行なわれ, 谷田第2 常置
委員会委員長, 川村入試調査特別委員会委員
および鶴田事務局長が出席して意見交換を行
なった。

47. 10. 6 昭和48年度予算に関する要望書, 外
国人教師の処遇等の改善に関する要望書なら
びに大学図書館振興についての昭和48年度予
算に関する要望書の提出について, 理事会に
おいて審議決定し, 同10月9日文部省ならび
に大蔵省の関係官に面談の上要望した。

47. 10. 2ならびに10月19日, 昭和48年度大学卒
業予定者就職推薦選考開始時期の申し合わせ
および労働大臣, 文部大臣, 経済諸団体に對
する要望書を審議決定するため大学8 団体の
就職問題懇談会を開催し綿貫委員, 鶴田事務
局長が出席した。

47. 10. 25 昭和48年度大学卒業予定者就職推薦
選考開始時期等に関し, 大学関係8 団体の連
名をもって例年どおり申し合わせを行なうと
ともに, 本年はとくに企業側に対してもこれ
を遵守するよう特段の措置を講じられたく,

文部大臣，労働大臣，日本経営者団体連盟，経済団体連合会，経済同友会，日本商工会議所，全国中小企業団体中央会等に対し要望書を提出した。

47. 11. 1 大学卒業予定者の就職推薦選考開始時期等に関連し，大学教育正常化のため文部大臣と加藤国大協会長等，大学8団体の代表者が懇談を行なった。なお関連して11月24日再び8団体の懇談が行なわれた。

(各国立大学への意見照会)

47. 6. 27 教官と学生とのコミュニケーションの実態を調査し，大学間の情報交換の資料とするため，広根第3常置委員会委員長名をもって各国立大学長宛7月31日まで回答方依頼した。

47. 6. 28 入試改善に資するため，各大学の入学者選抜実施の際の調査書の取り扱いについて，谷田第2常置委員会委員長より各国立大学長宛，9月30日まで回答方依頼した。

47. 7. 5 大学入学試験の実施時期に関し，現在2期校が置かれている実情にかんがみ，少しでも改善するため実施期日の繰上げ案について，入試期特別委員会委員長名をもって各国立大学長宛，来たる9月20日までに意見を回答せられるよう照会した。

47. 7. 10 教員養成制度特別委員会がとりまとめた「教員養成制度の現状と問題点」を各大学に送り，その検討された結果を来たる9月20日までに回答せられるよう，委員長名をもって各国立大学長宛依頼した。

47. 9. 13 第50回総会の決議に基づき，大学改革の実施に関する具体的方策を検討して，大学改革に関する調査研究報告書を作成するため，かねて大学運営協議会各研究部会において検討してきた大学改革の問題点に関するア

ンケートを送り，来たる11月20日までに回答せられるよう各国立大学長宛委員長名をもって依頼した。

47. 9. 20 入試調査特別委員会委員長より，同特別委員会がこれまで検討して中間的にとりまとめた「全国共通第1次試験に関するまとめ」について，各大学・学部に対しこの段階において意見を求めるためアンケートを送り，来たる10月25日までに回答せられるよう各国立大学長宛照会した。なお，このことについて，10月6日理事会に報告後その経緯について新聞記者会見を行ない，中間発表を行なった。

47. 11. 9 正課中における学生の災害事故について，さきに行なった調査を補う意味で，昭和47年11月1日より昭和48年1月31日までの各大学における災害事故の調査を行なうため，第4常置委員長名をもって各国立大学長宛依頼した。

(資料・連絡強化等)

47. 6. 28 全国大学院生協議会より，大学院生の研究生活条件の改善に関する6月15日付申し入れについて，各大学の参考のため各国立大学長宛事務局長より事務連絡を行なった。

47. 8. 30 徳島大学，愛知教育大学および広島大学（第12次分）から，大学改革案等の寄贈を受け各大学に送付した。

47. 10. 28 昭和48年度大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期等に関し，10月25日付大学関係8団体の連名をもって例年のとおり申し合わせを行ない，かつ本年はとくに文部，労働各大臣ならびに経済諸団体に対し，各企業においてもこの申し合わせを遵守するよう，特段の措置を講ぜられたく要望書を提出したので，この旨各国立大学長に連絡し，

趣旨の徹底につとめられるよう通知した。

47.11.15 教養課程に関する特別委員会において、「一般教育と教養課程並びに外国語教育及び保健体育に関する実情調査報告書」をとりまとめたので、文部大臣のほか各大学の教養課程の運営乃至改革の資料として、各国立大学長宛これを送付した。

47.11.9および11.27 東京大学、京都大学よ

り大学改革案等の寄贈を受け各大学に送付した。

3. 刊行物

(1) 会報発行2回(第57号47年9月,第58号同11月)

(2) 47.11「一般教育と教養課程並びに外国語教育及び保健体育に関する実情調査報告書」
教養課程に関する特別委員会

窓

通信回線の開放とデータ通信

昨年11月に電電公社の通信回線(電話交換回線とテレックス回線)が「開放」され、これまで黒い電話機に象徴されるお仕着せの端末機しか接続できなかった通信回線に、多種多様なデータ端末機や画像端末機を接続し、場合によりコンピュータを接続する道が開けた。たとえば、デパートから購入した簡易ファクシミリを自宅の電話機に接続し、ダイヤルで図書館を呼び出して希望の文献を電送してもらうことや、キーボード付きディスプレイを用意し、遠方の自動学習センターをダイヤルして、画面に現われるコンピュータの指示にしたがって学習することにより、新しい知識や技能を習得することが可能となった。

そうはいつでも開放された通信回線によるデータ通信、画像通信が急激に普及すると見るのは早計であろう。キーボード、プリンタ、ディスプレイ、カード送信機、磁気テープ装置、テレライタ、ファクシミリ…それにプッシュホン電話機が当面利用できる端末機である。これらと遠方のコンピュータを結びつけてもよい、結びつけなくてもよいが、一般事務、販売管理、在庫管理、科学計算、医療事務、案内業務、予約業務、個別学習、遠隔測定、遠隔制御……などのうちどの業務がユーザにとって「効果ある」サービスとなりうるのであろうか。ユーザも、メーカーも、サービス提供者も電電公社も暗中模索の段階にある。

問題は端末機や通信回線の経費であり、コンピュータを利用する場合はその使用料である。問題はサービスの効果である。さらにはファクシミリ電送には電話回線のバンド(周波数帯域幅)の4キロヘルツが狭すぎ、1枚の文書電送に6分も7分もかかってしまうことも問題である。

一般のデータ通信の場合は、国鉄の「緑の窓口」や銀行のオンラインバンキング業務のように、公共機関や大企業が先駆者となり、これまでに得られなかった効果を実証した。開放された通信回線の場合も、最新情報の入手とか、人手の節約とか、経営の改革とか、学習の利便など、なんらかの新しい効果、効用に期待した勇敢な利用者が道をつけ、試行錯誤を経て一般に普及するものと見てよい。あるいは現代の世相を反映して、レジャー関連の利用が先行するかも知れない。

ともあれ、通信回線の開放により民間の創意工夫が花開く効果は大きい。大衆用端末機、大衆用のコンピュータの利用法が続々と生まれるであろう。データ通信は次第にわれわれの生活のなかに浸入し、ついにはわれわれの生活様式を大幅に変えることになるであろう。通信回線の開放はその出発点であり、歴史的意義は決して少なくないと思う。

(電気通信大学教授 遠藤一郎)

B 要 望 書 等

1. 「一般教育と教養課程並びに外国語教育及び保健体育に関する実情調査報告書」について

国大協総第 115号

昭和47年12月 2日

文部大臣

稲 葉 修 殿

国立大学協会

会 長 加 藤 一 郎

このたび当協会教養課程に関する特別委員会において、別冊のとおり「一般教育と教養課程並びに外国語教育及び保健体育に関する実情調査報告書」をとりまとめましたので、お送りいたします。ついては、今後におけるわが国文教施策推進の資料に供せられたく、お願いいたします。

(別冊省略)

なお、他に各政党、衆・参両院調査室長、日本学術会議会長宛にも提出している。

2. 「教官と学生とのコミュニケーションに関するアンケート調査集計報告」の送付について

国大協総 124号

昭和47年12月 6日

文部大臣

稲 葉 修 殿

国立大学協会

会 長 加 藤 一 郎

このたび当協会第3常置委員会において各大学の教官と学生とのコミュニケーションの実態を調査し、別冊のとおり「教官と学生とのコミュニケーションに関するアンケート調査集計報告」をとりまとめましたので、ご参考のためお送りいたします。

ついては、今後の文教施策の資料に供せられたくお願いいたします。

(別冊省略)

3. 「教員養成制度に関する調査研究報告書」の送付について

国大協総第 118号

昭和47年12月16日

文部大臣

稲 葉 修 殿

国立大学協会

会 長 加 藤 一 郎

このたび当協会教員養成制度特別委員会において「教員養成制度に関する調査研究報告書(教員養成制度の現状と問題点)」をとりまとめましたので、別冊のとおり送付いたします。ついては、わが国の今後における教員養成制度の改革推進の資料に供せられたくお願いいたします。

(別冊省略)

なお、他に各政党、衆・参両院調査室長、日本学術会議会長宛にも提出している。

C 資 料

1. 国立大学全国共通第一次試験調査研究費について

国立大学協会

(昭47・9・6)

(昭47・11・28 総会承認)

- 1 国立大学協会の入試調査特別委員会のもとに、全国共通第一次試験の問題作成等の基礎的研究を行なうため、各科目(約14)毎に調査専門委員会を置き、各専門委員会に委員長を置く。
- 2 前項の専門委員会の調査研究費は、委託費として文部省より国立大学協会に交付し、次の手続により処理する。
 - 1) 国立大学協会は、各専門委員会その他の所要額を記載した「委託費交付申請書」を文部省に提出する。
 - 2) 前項の申請書により、文部省は、国立大学協会に委託費を交付し、国立大学協会は、各専門委員長にこれを配分する。
 - 3) 年度中途において、前項により配分を受けた委託費に過不足を生じた場合は、当該専門委員長はその旨を国立大学協会に申し出で、国立大学協会は配分額の調整を行なう。
 - 4) 委託費の決算は各専門委員長より国立大学協会に報告し、国立大学協会は、各専門委員会の決算を集計の上総報告書を作成して文部省に提出する。
- 3 専門委員会の庶務会計その他の事務は、専門委員長の所属する大学に委嘱する。なお、

これらの事務を処理するため各専門委員長の所属する大学に教官又は事務官1名を配当する。

- 4 委託費は、備人料、消耗品費、印刷費等の調査事務費、会議費、旅費、謝金その他委員会の運営に必要な経費に使用することができる。

2. 国立大学協会会費の基準改正について

(昭和47, 11, 28 総会承認)

国立大学協会会費の基準を次のとおり改正する。

第3号「決算額による負担額」中「0.03%」を「0.04%」に改め、同号ただし書を削る。

附 則

この改正は、昭和48年度の会費よりこれを適用する。

改正理由

国立大学協会の運営上会費を増額する必要があるのと、「会費の基準」第3号ただし書の規定により前年度に比し50%を超える場合の実例が乏しく、同号ただし書を存置する格別の理由がないので、この規定を廃止しようとするものである。

3. 「青田買い」防止最近の動き (文部省)

- 10/25 大学関係8団体就職事務開始期日申し合わせ、要望書提出(あて先:文部省)

- 労働省，日経連，経団連，日商，同友会，中小企業中央会)
- 10/25 文部・労働両大臣，経済4団体代表者と懇談
- 10/27 閣議へ報告
- 11/1 文部大臣と大学関係8団体会長と懇談
- 11/8 日経連等主催主要業界17団体懇談会（文部・労働両省局長出席）
- 11/20 中央雇用対策協議会で早期選考防止に関する決議（別添資料）

（資料）

新規大学卒業予定者の早期選考防止に関する決議

中央雇用対策協議会
昭和47年11月20日

大学卒業予定者の早期選考を防止するため、経済界は自主的措置を強力に推進するとともにこの問題は政府・大学側も、責任をもって対処するという前提に基づき次のとおり決議する。

- (1) 選考（採用の内定にわたる行為を含む。）は卒業前年の7月1日以降とする。
- (2) 就職のためにする学生の企業訪問の受付及び就職説明会，就職案内の送付等求人のため

にする一切の行為は，同じく5月1日以降とする。

- (3) 各業種別の団体は，それぞれ上記(1)及び(2)並びにこれの実効を期するための措置（違反企業に対する具体的措置を含む。）について申し合わせをすすめる。
- (4) 職業安定機関は，各地域ごとに雇用主及びその団体に対する指導を徹底するとともに，早期選考およびこれに類する行為を行なう雇用主に対しては必要な行政指導を行なう。
- (5) 文部省は，上記(1)及び(2)の趣旨を大学及び学生に対し徹底する措置をとる。

4. 第52回総会の日程について

（昭47. 11. 28 総会承認）

日 時

昭和48年6月19日(火)第1日 総会
20日(水)第2日午前常置委員会
午後総会
(21日(木)文部省学長会議)
22日(金)事務連絡会議

会 場

国立教育会館

D そ の 他

1. 委員等の異動について

(1) 教員委員・専門委員の委嘱

第2常置委員会(旧) 続 有恒(名古屋大)

〃 (新) 丸井 文男(〃)

入試期特別委員会(旧) 続 有恒(名古屋大)

〃 (新) 丸井 文男(〃)

入試調査特別委員会

(旧) 続 有恒(名古屋大)

〃 (新) 丸井 文男(〃)

研究所特別委員会(新) 河田 幸三(東京大)

(2) 専門委員の解嘱

第3常置委員会 鋤柄 実(山形大)

三島良兼(奈良女子大)

教養課程特別委員会 小野 周(東京大)

今堀 誠二(広島大)

教職員の厚生等に関する特別委員会

苔米地秋郎(弘前大)

大学運営協議会 長沢 惟恭(一橋大)

三島良兼(奈良女子大)

2. 前茨城大学長(関誠一氏)への弔慰について

前茨城大学長関誠一氏の追悼式が12月13日(水)茨城大学教養部で挙行され、本協会としては「追悼の辞」及び花輪を供呈し、弔意を表した。

3. 寄贈図書

主要国における教員の給与制度(指定統計第

13号)各国の教員給与について

昭和48年度大学入学者選抜試験問題作成の参考資料

社会編

〃

数学編

〃

理科編

〃

外国語編

〃

職業編

高等学校学習指導要領の改訂に伴う学力検査実施教科・科目の範囲について(案)

学校基本調査速報 昭和47年度

以上文部省

東大改革フォーラム No. 26

〃

No. 27

東京大学

民主教育協会第18年度事業報告(1971. 7. 1~1972. 6. 30)

民主教育協会

大学の未来像について(答申) 昭和47年9月

京都大学

日本育英会年報 昭和46年度

日本育英会

物流近代化に関する提言(第2次)

昭和47年6月

日本物流管理協議会

Universitas Vol. 14, 1972

Stuttgart

将来計画小委員会第一次報告—研究・教育体制について—

九州大学

私立大学財政のひずみ—私学財政委員会中間報告—

日本私立大学連盟

昭和48年度私立大学関係政府予算概算要求・税
制改善要望・昭和47年度私立大学等経常費補助
金取扱要領の資料

日本私立大学協会

北海道大学改革検討報告（教養課程に関するこ
と）

北海道大学

Energy 1972, Vol. 9, No. 4

エッソ・スタンダード石油KK

広島大学保健管理センター事業報告 No. 4

広島大学

教育研究振興会紀要 第2集

1945年8月～1967年12月

教育研究振興会

窓

「瀬戸内海環境改善の基礎的研究」について

昭和42年頃から全国大学を席捲した大学紛争の嵐、学長や学部長の退陣、警察官と学生の衝突といった混乱の中から各大学に改革委員会が生れた当時に遡ります。岡山大学改革委員長という役を仰せつかり、馴れぬ仕事に委員一同と頭をなやましていた折、妹尾教授（医学部）が、こんな事をやっていたのではエネルギーの消耗になるばかりだ、なんとかもっと積極的に大学の研究体制を充実して、その中で大学問題を解決して行く方に取り組もうではないかという提案をされたのでした。

そこで色々話し合っているうちに、以前愛媛大学の熊谷学長（故人）が「姿なき研究所」による共同研究を提案された時随分多くの賛成者があったのにその後何となく話が消えてしまったことなどが思い出され、一つ中・四国の大学で共同研究所を持ち、研究体制を刷新して大学に新風を吹き込むことを提唱してみようということになり、岡山大学の谷口学長が中・四国の学長会議に諮られたところ各学長も賛成された結果、この共同研究が出発できる端緒が開かれたのでした。

その間色々の経緯はありましたが、この研究テーマの決定は時代的・地域的な要請に基づいていたもので、広島大学の飯島学長の示唆によるところが大きかったと思いますし、折角話が軌道に乗り熊谷学長が責任者を引き受けられることになり、正式発足の間際に急逝されるといった不幸な事態が起って、一時はどうなることかと思ったこともありました。

その後、中・四国の学長会議で熊谷学長の後を谷口学長が引き受けられるよう要請され、岡山大学が一応当初の世話をすることになり、今年度から研究の出発ができた訳です。現在研究班は各分野にわたり13、参加教官三百数十人という陣容を整えましたが、協力がむづかしいと言われていた大学間にこれだけの協同歩調が生れたのは、何とでも大学における研究の質的向上を計り、その社会的な要請に応えようという各教官の熱意の現われに外ならないと思います。

（岡山大学工学部教授 美福忠夫）

教育多国籍化への歩み

—ポートランド大学との学生交流について—

アメリカ・オレゴン州の州立ポートランド大学が北大で夏季大学を行うようになってから、早いものでもう7年目になる。1年おきに30名くらいの学生がやってきて、日本の経済や文化を中心に8週間の勉強をつづけ、5単位から8単位のクレジットを得る仕組みだ。ことしの夏で4回目を迎える。北大側でも同様の趣旨、おなじ要領で、44年、46年の2回、ほぼ同数の学生グループが同大学のキャンパスでセミナーを実施した。といっても、こちらから出かけるほうは、プロジェクトに予算の裏付けもなく学業の互換性はおろか、学生身分も不安定で、実質はポ大学の夏季大学と変りないものでありながら、教官も学生もいわば「もぐり」であったが、こうした自然発生的な学生交流の計画は、両大学の教育理念や制度上のちがいをのりこえて、地道にたゆみなく進められてきた。

今年度になって、文部省の学生留学制度が本決まりになったとき、この実績が認められて、経済学部の子生3名をポ大学に1年間送ることができた。学生たちは、秋学期でミシガンテスト（同大学付置の語学コース）をパス、いま冬学期を迎えて、懸命に単位取得を目ざしている。もう、休学の心配もなく、実力しだいで8課目までの学業単位をもちかえることができる。学業や学生身分の国際流動性が認められなかった以前に較べると、まったく隔世の感が深い。

ところで、いざ交流プログラムの実施にのりだしてみると、じつに改良工夫の余地の大きいことが痛感される。たとえば、国立大学でも「海外センター」のようなものを学生部とは独立につくるべきだ。情報の提供、ガイダンス、語学教育などのサービス機関は、派遣学生にも受け入れ学生にも不可欠のものである。また、これが事務局となればさきの派遣学生の事務上の取扱いはもとより、海外夏期セミナーの計画や受け入れの能率的な実施が可能となるだろう。セミナープロジェクトで一定の水準以上のものには、文部省の予算がつくよう働きかけることも必要であろう。

わが国の大学ほどユニバーサルな要素が乏しいところはないといわれる。年来の友人であるカンサス大学のミッチェル教授は、かねがね私と専門が同じなので1年間だけポジションをスイッチしたいと申しこんできている。月給が半分になってもいいというのだ。協定大学との教官層の交替制度がこういう形で進めば、世界の不評を改めてゆくこともできるだろう。せっきく学生レベルでの交流のルートがひらけたのだから、もっと教官層の多国籍化があつていいのではないかとおもわれる。（北海道大学経済学部教授 石垣博美）

編集後記

このたびは、名古屋大学芦田学長からご専門の立場からの特別寄稿を、また「窓」欄には北海道大学石垣教授から大学間の国際交流、岡山大学美福教授から地域大学間の共同研究、電気通信大学遠藤教授から注目されるデータ通信の問題についてそれぞれ書いていただいたことを感謝する。諸会議事要録で各委員会等の動きを知っていただき、それについて各大学関係者からのご意見等も伺うようになりたい。そのような会報の役割もある。会館の増築はこのほど竣工して、会議室も事務室も大分広くなった。1月からは竹下英夫氏が事務局に総務主事として来任した。 (C)